

特定震災特例経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 11 条第 2 項)

平成 24 年 1 月



目次

はじめに	1
1. 特定震災特例経営強化計画の実施期間	2
2. 経営指導契約の内容	2
(1) 契約期間	2
(2) 指導および助言	2
(3) 報告の提出	2
(4) モニタリング	3
3. 損害担保契約の内容	3
4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務 を行っている地域における経済の活性化に資する方策	3
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業 務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策	3
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	6
イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	6
ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	9
ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業 者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策	10
(3) 被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域 における東日本大震災からの復興に資する方策	11
イ. 被災者への信用供与の状況	11
ロ. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復 興に資する方策	15
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	25
イ. 創業または新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策	25
ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む)に対する支 援にかかる機能の強化のための方策	26
ハ. 早期の事業再生に資する方策	28
ニ. 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策	28
5. 信金中央金庫に引受を求める優先出資に関する事項	29
(1) 優先出資の金額・内容	29
(2) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方法	30
イ. 必要資本額の根拠	30

ロ. 当該自己資本の活用方針	31
6. 剰余金の処分の方針	31
7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	32
(1) 経営管理にかかる体制および今後の方針	32
イ. 経営管理に対する体制	32
ロ. 今後の方針	32
(2) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針	33
イ. 内部監査体制	33
ロ. 監事会	34
ハ. 今後の方針	34
(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針	34
イ. 信用リスク管理	34
ロ. 市場リスク管理	35
ハ. 流動性リスク管理	36
ニ. その他	36

はじめに

あぶくま信用金庫（以下「当金庫」という。）は、南相馬市および双葉郡 8 町村などの福島県浜通り地区と宮城県南東部を主な営業エリアとする信用金庫として、昭和 25 年の発足当初から一貫して、「浜通り地方の地元金融機関として、地域住民の手足となって奉仕し、相互の繁栄をはかる。」を基本方針に地域社会のあらゆるニーズに応え、地域社会のよりよい発展をかなえるために、地域に根ざした事業活動を展開してまいりました。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、当金庫の営業エリアである福島県浜通りを中心とする地域は壊滅的な打撃を受けました。特に、福島第一原発事故により設定された警戒区域および計画的避難区域においては、生活基盤・経済基盤が失われるような状態となり、当金庫のお取引先においても甚大な被害が発生いたしました。

当金庫は、被災されたお取引先に対して、非常時払いの対応を速やかに実施するとともに、被災により通帳やカードを失い、ご自身も避難されているお取引先に対しては、信用金庫業界の協力により預金の代払いを実施いたしました。

なお、東日本大震災により、当金庫も被災し、被災直後は 14 店舗 2 出張所中 11 店舗 2 出張所が営業休止を余儀なくされましたが、営業エリア内において当金庫以外の金融機関が全て営業休止しているなか、3 店舗において、いち早く通常営業を行うなど、地域の復旧・復興に向けて積極的に取り組んでまいりました。

しかしながら、東日本大震災により、直接的または間接的に何らかの被害を受けたお取引先に対する与信額は、当金庫総与信のほぼ半分を占めていることに加え、警戒区域に所在する当金庫の 6 店舗は未だに営業を休止せざるを得ない状況にあるなど、現時点において復旧・復興の見通しを判断することは極めて困難な状況にあります。

このため、今後、当金庫が地域の中小事業者および個人のお客様に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を提供し、地域の復旧・復興に向けて継続的に貢献していくためには十分な経営体力が必要となりますことから、当金庫は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第 11 条第 1 項に規定する特定震災特例協同組織金融機関として資本支援を受けるべく、信用金庫の中央金融機関である信金中央金庫を通じ、資本支援の要請を行うことといたしました。

今後、当金庫は、財務基盤の充実強化を図ることにより、被災したお客様への支援を通じ、地域の復旧・復興ならびに地域経済の活性化に向けた取組みに尽力してまいります。

1. 特定震災特例経営強化計画の実施期間

当金庫は、法附則第 11 条第 1 項第 1 号にもとづき、平成 23 年 4 月から平成 28 年 3 月までを計画期間とする特定震災特例経営強化計画（以下「経営強化計画」という。）を実施いたします。

なお、今後、経営強化計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく信金中央金庫を通じて金融庁に報告いたします。

2. 経営指導契約の内容

当金庫は、法附則第 11 条第 1 項第 2 号にもとづき、以下の内容の経営指導契約を信金中央金庫と締結いたします。

(1) 契約期間

当該契約の締結日は法第 26 条にもとづき信金中央金庫が買取りを求める信託受益権にかかる当金庫が発行する優先出資の払込期日とし、期日は、法附則第 16 条第 3 項にもとづく経営が改善した旨の認定または法附則第 17 条第 2 項にもとづく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定のいずれかを申請する日までとすることとしております。

(2) 指導および助言

当金庫は、経営指導契約にもとづき、信金中央金庫から、当金庫の被災債権の管理および回収に関する指導、その他当金庫の業務の改善のために必要な指導および助言を受け、当該指導および助言にもとづき適切に業務を実施することとしております。

(3) 報告の提出

当金庫は、経営指導契約にもとづき、信金中央金庫に対して、経営強化計画の実施状況および自らの業務、財産の状況に関する報告を、定期的に、または信金中央金庫からの求めに応じて以下のとおり行います。なお、当金庫の経営に重大な影響を及ぼす事項が生じるおそれのあるときは、速やかに報告を行うこととしております。

- 特定震災特例経営強化計画履行状況報告（3 月末基準、9 月末基準）
- 被災債権の管理および回収等にかかる報告（6 月末基準、12 月末基準）
- 各期末における財務諸表等（3 月末基準、9 月末基準）
- その他業務及び財産の状況にかかる報告（随時）

(4) モニタリング

当金庫は、経営指導契約にもとづき、経営強化計画の実施状況等に関して、信金中央金庫が実施するモニタリングを定期的に、または随時受けるとともに、必要な指導および助言を受けることとしております。

なお、当該モニタリングは、定期的に経営状況等にかかる資料を提出するオフサイト・モニタリングと、定期的に、または随時行われるヒアリングおよび被災債権にかかる状況等を確認するための貸出金実地調査のオンサイト・モニタリングにより構成され、当金庫は、当該モニタリングに協力してまいります。

3. 損害担保契約の内容

法附則第 17 条第 2 項にもとづく事業再構築に伴う資本整理を可とする旨の認定を受けた特別対象協同組織金融機関等は、被災債権の譲渡その他の処分について損害担保契約を締結した場合、法附則第 19 条第 1 項において、当該契約の履行により生ずる損失の一部を補填するための契約を締結することを、預金保険機構に対し申し込むことができることとされておりますが、当金庫は、現時点においては、被災債権の譲渡その他の処分にあたりまして、損害担保契約の締結を想定しておりません。

また、将来、締結の必要が生じるような状況となった場合には、被災債権の譲渡その他の処分の必要性や費用、契約内容等を慎重に検討し、関係機関等とも協議のうえ、対応してまいります。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当金庫が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

【地域経済の現状】

当金庫の営業エリアは、自然に恵まれ古くから農林漁業の盛んな地域ですが、現在では、公共事業を主体とした建設業や部品加工を中心とした製造業が雇用を支えている地域でもあります。また、営業エリアには、東京電力(株)の原子力発電所や東北電力(株)の火力発電所が立地しており、発電所周辺の市町村は発電所およびその関連企業により多くの雇用が確保され、インフラ等の整備も進んでいる地域でもあります。特に、双葉郡においては、東京電力(株)によるプルサーマル発電の本格的稼働に向けた設備投資により、地元の建設業者、飲食業者および宿泊業者等は繁忙な状況にあります。その一方で、営業エリアの多くの市町村では、住民の高齢化に伴い多くの老人福祉施設が設立・運営されるなど、高齢化社会に対応した街づくりも行われております。

なお、営業エリアにおける金融機関の貸出残高は、過去5年間で見ると横ばいから、若干、減少傾向にあるのに対し、当金庫の貸出残高は毎年増加しており、平成23年3月期では601億円となり、営業エリア内において約24%のシェアを占めております。このことから、当金庫は地元の中小規模の事業者および個人向け融資を中心として、地域経済を支えていく大きな責任があると認識しております。

《当金庫営業エリア内貸出金残高推移》

(単位：億円、%)

	営業エリア内貸出金(A)=(B)+(C)+(D)				当金庫貸出金(E)	
		相馬・双葉地 区 (B)	いわき市 久之浜 (C)	宮城県 山元町 (D)		シェア (F) (E)/(A)
平成19年3月末	2,575	2,420	41	114	531	20.6
平成20年3月末	2,547	2,399	41	107	555	21.7
平成21年3月末	2,564	2,419	40	105	582	22.6
平成22年3月末	2,549	2,389	40	120	601	23.5
平成23年3月末	2,523	2,373	37	113	601	23.8
19年3月末対比	△ 52	△ 47	△ 4	△ 1	70	3.2

(ニッキンデータより)

【東日本大震災の影響】

前述のとおり、当金庫の営業エリアは、東北地区の中でも温暖な気候に恵まれ、雇用も安定し、インフラ等の整備も進んでいる地域でありましたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、沿岸部の多くの事業所および住宅が地震津波の被害を受け、未だにその全容が把握できない状況にあります。また、福島第一原子力発電所から半径0～20km圏内の約77,000人の住民は、政府の避難指示により全員が地区外への避難を余儀なくされ、また、半径20～30km圏内の約56,000人の住民は、屋内退避の指示により屋外への外出が制限されるなど、未曾有の非常事態となりました。

当金庫は、東日本大震災の影響により営業エリア内の金融機関が営業を休止している中、地域からの強い要望もあり、避難区域等に残り生活しているお客様のために、平成23年3月下旬には8店舗で窓口営業を再開いたしました。また、遠方に避難されたお客様に対しては、全国の信用金庫の協力を得て預金の代払いで対応するなど、信用金庫業界の総力を挙げて対応してまいりました。

なお、本店所在地である南相馬市原町区などの福島第一原子力発電所から半径20km～30km圏内の地区に設定されていた緊急時避難準備区域が平成23年9月30日に解除されるなど、一部で復旧・復興の動きはありますが、雇用情勢、個人消

費、住宅建設、設備投資、生産の各分野において、平成23年3月11日以前の状況には程遠く、地域の中小規模の事業者等の経営環境は、かつてないほどの厳しさに直面しております。

しかし、厳しい現実の中、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けて、当金庫にはこれまで以上に金融仲介機能を発揮し、地域の中小規模の事業者や住宅ローン利用者などへの復興支援を強化・継続していくことが求められております。

《津波浸水企業の状況》

(単位：社、人、百万円、%)

	企業数	従業員数	売上高
福島県内企業	5,564	75,622	1,881,693
うち津波浸水企業	428	5,907	136,219
浸水率	7.7	7.8	7.2

※平成23年4月時点 (株東京商工リサーチ東北地区本部調べより)

《避難区域における被災企業の状況》

(単位：社、人、百万円)

市町村名	企業数	従業員数	売上高
南相馬市	881	9,900	308,072
双葉郡8町村	1,089	10,645	218,610
合計	1,970	20,545	526,682

※(株東京商工リサーチの企業データベース (平成23年4月7日時点) から該当企業を抽出し集計

《住宅被害状況》

(単位：棟)

市町村名	全壊	半壊	一部破損
相馬市	1,068	776	3,270
南相馬市	4,682	975	不明 (調査中)
新地町	548	不明 (調査中)	
双葉郡8町村	不明 (調査中)		

※平成23年11月20日現在

(福島県による平成23年東北太平洋沖地震による被害状況速報 (第431報) より抜粋)

《福島第一原発事故による避難状況》

	避難住民(A)=(B)+(C)			(参考)		
	(注1)	0～20 k m	20～30 k m	人口(D) (注4)		
		圏内(B) (注2)	圏内(C) (注3)		(B)/(D)	(A)/(D)
南相馬市	約61,700人	約14,300人	約47,400人	約70,900人	20.1%	87.0%
双葉郡8町村	約72,500人	約63,300人	約9,200人	約72,700人	87.0%	99.7%
合計	約134,200人	約77,600人	約56,600人	約143,600人	54.0%	93.4%

(注1) 平成23年4月21日現在

(注2) 3/12に避難指示 (4/22警戒区域に指定)

(注3) 3/15に屋内退避指示 (4/22に緊急時避難準備区域に指定、9/30解除)

(注4) H22国勢調査速報

(原子力被災者生活支援チーム・原子力損害賠償紛争審査会資料より抜粋)

【当金庫の基本的な取組姿勢】

東日本大震災による被害から早期に回復し、地域の復旧・復興を成し遂げていくために、当金庫としては、金融仲介機能を維持し、地域の経済復興および再生のため、①経営基盤の維持、②お取引先企業等に対する相談・経営支援態勢の確立、③お取引先企業等に対する金融の円滑化を柱として、地域に根ざした協同組織金融機関として社会的使命を果たしてまいります。

そのためにも、福島第一原発事故の早期収束を願いながら、金融インフラおよび地域のお客様とのお取引の早期正常化に取り組むとともに、地域の復旧・復興に貢献するため、南相馬市の第三セクターである㈱ゆめサポート南相馬が取り組む復旧・復興支援事業等、市町村の地域復興計画にも積極的に参画するなど、全役職員を挙げて行動してまいります。

また、地域の復旧・復興にあたっては、解決すべき課題が多岐に渡るため、当金庫単独では十分な対応が困難なケースも想定されます。このため、当金庫単独での対応が困難な課題については、福島県信用保証協会、宮城県信用保証協会および福島県中小企業再生支援協議会等の公的機関との連携を図るとともに、信金中央金庫をはじめとする信用金庫業界の協力を得て、解決に向け全力で取り組んでまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

イ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(イ) 統括部署の設置および相談窓口の強化

【統括部署および専用相談窓口の設置】

当金庫は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫として、地域の中小規模の事業者および個人のお客様への安定した資金供給が最も

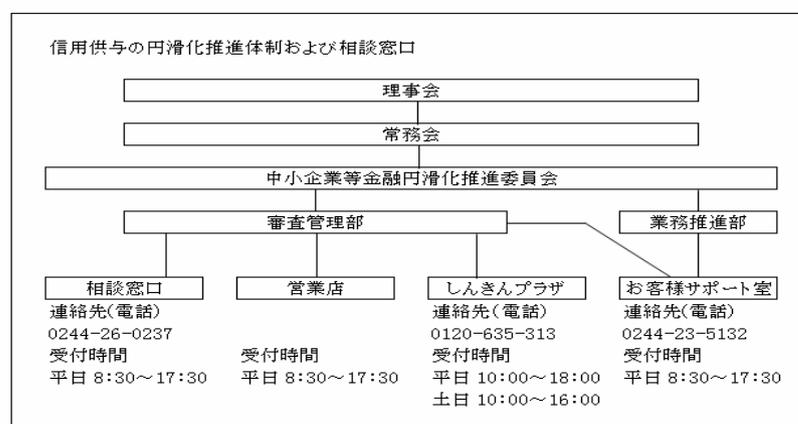
重要な社会的使命であると考え、「中小企業等金融円滑化のための基本方針」および「金融円滑化管理方針」等を策定するとともに、本部内に「中小企業等金融円滑化推進委員会」を設置し、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいりました。

東日本大震災後は、従前からの取組みに加え、被災されたお客様に対する相談体制をより一層充実させるため、営業を休止している店舗のお客様ならびに避難されているお客様からのご相談等に対応するための専担部署として、平成23年4月25日に新たに本部内に「お客様サポート室」を設置いたしました。

なお、お客様サポート室には、お客様の事情に精通している営業休止店舗の職員を配置するなど、被災されたお客様からのご相談に十分な対応が図れる体制としております。

【お客様サポート室の体制】

- ・所属部署：業務推進部
- ・所属職員：12名
- ・職員構成：渉外担当（7名）
 - －営業休止店舗の支店長（6名）および次長（1名）
 - 後方支援および内部事務処理担当（5名）
 - －営業休止店舗の次長（1名）および代理（2名）外2名



《お客様サポート室の活動実績》

(単位：先、百万円)

	先 数	金 額
条 件 変 更	338	6,456
新 規 貸 出	33	913
合 計	371	7,370

※お客様サポート室設立日（平成23年4月25日）から同年11月30日までの累計

【営業店における相談機能の強化】

当金庫は、従前から、最も相談しやすい地域金融機関「地元のしんきん」として、地域の皆様からのご相談に的確かつきめ細やかにお応えし、厚い信頼を寄せていただけるよう相談業務に力を入れてまいりました。しかしながら、東日本大震災後は、営業店だけでは解決が困難で深刻なご相談も増加していることから、本部各部に対し、営業店と連携し問題の解決に当たるように指示しております。

また、平成23年3月30日には、審査管理部長（専務理事）から営業店長に対し、お客様からの融資申込みおよび貸付条件の変更等についてのご相談に対しては、迅速かつ弾力的に対処するよう指示しております。

今後も引き続き、お客様からのご相談に対しては、迅速かつ的確に、わかりやすくお応えできるよう、本部営業店が一丸となって対応してまいります。

(d) 審査管理態勢の強化および融資条件の弾力化

当金庫は、営業店、お客様サポート室および審査管理部が連携し、東日本大震災により被災されたお客様の状況確認を被災直後から迅速に行ってまいりました。また、東日本大震災による与信取引先への影響については、平成23年4月から、以下の7項目について毎月調査を実施しております。

- ① 約定弁済一時停止の有無
- ② 履行状況・延滞状況
- ③ 事業継続または収入継続の可能性
- ④ 条件変更必要性の有無
- ⑤ 元利金返済の可能性
- ⑥ 元利金返済が不能の場合、利息支払いの可能性
- ⑦ 被災者の現状・今後の見通し等

なお、お客様からのご相談に対しては、営業店およびお客様サポート室が窓口となり、返済猶予や返済条件の変更などに柔軟に対応するとともに、事業再開意欲のあるお客様に対しては、担保・保証人や返済期限などの融資条件の弾力的なお取扱いに取り組んでまいりました。

今後も引き続き、お客様の状況把握を行うとともに、お客様からの融資相談に真摯に対応し、地域経済の復興および活性化に向けて金融仲介機能を発揮してまいります。

被災債権の管理・回収につきましては、東日本大震災からの復旧・復興に向けた経営改善支援を含め、信金中央金庫からの指導・助言を受けながら適切に管理し回収を図っていくことといたします。さらに、二重ローン問題については、今後、福島産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構および個人

版私的整理ガイドライン運営委員会等と連携し、対処してまいりたいと考えております。

(ハ) 人材の育成

当金庫は、入庫4年目までの職員を対象に、お客様にとって良きご相談相手となれるよう実践に即した研修を実施し、若手職員のレベルアップを図っております。

また、お客様からの様々なご相談にもお応えできるよう、職員を(社)東北地区信用金庫協会等の信用金庫関係団体が主催する研修会へ派遣し、より高度な知識・技能の習得を目指しております。

なお、東日本大震災からの復旧・復興に向けては、従前にも増して専門的な知識が必要とされることから、平成23年8月23日に公的支援制度等の活用方法、当金庫が取り扱う復興支援商品の推進方法および公的機構を活用した二重ローンの対策等についてテレビ会議を開催し、当金庫の取組みについて周知徹底を図っております。

平成24年度以降も、お客様のご相談に迅速かつ的確にお応えするために、より高度で、広範囲な知識・技能のレベルアップが図られるよう、テレビ会議システムを利用して新規取扱商品についての研修会や、平成24年に設立が予定されている(株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用についての研修会を実施するなど、各種内部研修の実施による職員の能力向上に努めてまいります。

ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当金庫は、これまでも中小規模の事業者に対する円滑な信用供与に積極的に取り組んでまいりましたが、このたびの東日本大震災により被災されたお客様に対する円滑な信用供与は、地域の復旧・復興に不可欠であることから、従前にも増して積極的に取り組むとともに、そのための態勢整備を図ってまいります。

具体的には、この取組みを確実なものとするために、復旧・復興に向けての中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況等について、金融円滑化にかかわる取組みを所管する中小企業等金融円滑化推進委員会が、各営業店における条件変更の実績等を取りまとめたうえで常務会に報告するとともに、常務会で決議された指示事項を関係各部門に通知することといたします。また、中小企業等金融円滑化推進委員会は、関係各部門における信用供与の実施状況等を精査し、進捗の芳しくない事項については所管部署に要因分析および対応策の検討等を指示するとともに、同委員会においても独自に分析・検証を実施したうえで、関係各部門に対し助言・サポートを行うことといたします。なお、所管部署が策定する対応策については、必要に応じて常務会に諮ることといたします。

また、当金庫は、今般の資本増強にあたり信金中央金庫との間で、経営指導契約を締結する予定です。経営指導契約にもとづき、当金庫は、経営強化計画の実施状況や当金庫の財務の状況等を信金中央金庫あて報告することとなります。また、一方で、信金中央金庫から被災債権の管理・回収をはじめとして、経営強化計画の実施に資する指導および助言を、必要に応じて受けることとなります。

このように、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況につきましては、当金庫内部のみならず、外部からの検証を受ける体制となっております。

ハ. 担保または保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件または方法の充実のための方策

(イ) プロパー融資対応による融資条件の緩和

当金庫は、お客様の事業の見通しや経営手腕、地域における事業の必要性などを勘案し、適切な審査を実施したうえで、過度に担保・保証に依存しない融資商品を発売してまいりました。

なお、東日本大震災後には、新たに無担保でお取扱いする商品を、平成 23 年 4 月 20 日と同年 5 月 18 日に発売いたしました。

当金庫としては、この取組みを強化するため、引き続き、金額、期間等を限定した新商品の検討を進めてまいります。

《東日本大震災後に発売したプロパー融資の商品概要と取扱状況》

商 品 名	東北地方太平洋沖地震にともなう緊急融資	あぶくま応援団 震災特別融資
対 象 者	個人	法人または個人事業者
資 金 使 途	震災被害の救済を図るための資金	事業に必要な資金
融 資 形 式	手形貸付、証書貸付	手形貸付
融 資 額	300万円以内	1億円以内
融 資 期 間	10年以内	1年以内
担 保	原則不要	不要
保 証 人	1名以上（家族保証可）	法 人：代表者 1名 個人事業者：法定相続人1名
取 扱 開 始 日	平成23年4月20日	平成23年5月18日
取 扱 実 績	4件、10百万円	23件、606百万円

※取扱実績は、平成23年11月30日現在

(ロ) ABLの取扱い

当金庫は、福島県および宮城県信用保証協会による流動資産担保融資保証（ABL保証）を活用した融資を取り扱っており、平成 23 年 11 月 30 日現在で2件の取扱実績があります。今後、東日本大震災の復旧・復興の進捗状況とお取引先の事業再開等を勘案し、資金需要発生時には、担保・保証に過度に依存することなく、お取引先の資金調達手段の拡充の観点から、ABLの取扱いを前向きに取り組んでいくことといたします。

(A) 無担保・無保証ローンの取扱いの拡大

当金庫は、これまでも地域の中小規模の事業者や個人のお取引先が、担保および保証人の有無にかかわらず適時適切に資金調達が行えるよう、保証会社と提携して、無担保・無保証のローンを発売してまいりました。

さらに、東日本大震災後には、住宅に被害を受けられたお客様の住宅増改築ニーズ等にお応えするため、新たに3種類の無担保・無保証のローンを、平成23年4月20日および同年23年7月15日に発売いたしました。

無担保・無保証ローンは、今後も需要が見込まれることから、円滑な資金供給に向けて適時適切に商品性を見直しを進めてまいります。

《東日本大震災後に発売した無担保・無保証ローンの商品概要と取扱状況》

商 品 名	災害復旧ローン	プロテクト リフォームローン	エコ リフォームローン
対 象 者	個 人	個 人	個 人
資 金 使 途	住宅補修、自動車購入、家財購入等の生活 再建資金	住宅増改築および 住宅設備機器購入等	省エネ改修、バリアフ リー改修工事等
保 証 会 社	(社)しんきん保証基金	(株)ジャックス	(株)ジャックス
融 資 額	500万円以内	1,000万円以内	1,000万円以内
融 資 期 間	3カ月以上10年以内	6カ月以上20年以内	6カ月以上20年以内
付帯サービス	—	火災見舞金30万円 盗難見舞金20万円	火災見舞金30万円 盗難見舞金20万円
取 扱 開 始 日	平成23年4月20日	平成23年7月15日	平成23年7月15日
取 扱 実 績	30件、53百万円	実績なし	実績なし

※取扱実績は、平成23年11月30日現在

(二) 保証協会保証の活用

当金庫は、中小規模の事業者に対する金融の円滑化を図るためには、緊急保証制度を含む保証協会の積極的な活用が不可欠であると考えており、今後もより一層の活用を図ることとしております。

《東日本大震災関連保証の活用実績》

(単位：百万円)

保 証 制 度 名	実 行 件 数	実 行 金 額
災 害 関 係 保 証	22	362
東日本大震災復興緊急保証	57	1,511
合 計	79	1,873

※平成23年11月30日現在

(3)被災者への信用供与の状況および被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

イ. 被災者への信用供与の状況

(イ) 被災状況にかかる調査の実施

○ 調査内容

当金庫では、東日本大震災後の平成 23 年 9 月から同年 10 月にかけて、当金庫と与信取引のあるお取引先(地公体等を除く)の被災状況について、個別訪問面談および電話連絡等による調査を実施いたしました(調査対象金額 48,660 百万円、地公体等を除く総与信金額の 93.87%)。

調査にあたっては、東日本大震災以降の延滞発生先、条件緩和対応先のほか、建物・設備または住居等が警戒区域内もしくは計画的避難区域内に所在する先(以下「福島第一原発事故影響先」という。)の全先を抽出したほか、これらに該当しないお取引先についても、事業性ローンについては与信残高 10 百万円以上の先、住宅ローンについては全先について、建物・設備、住居等の損壊や代表者等の死亡などの直接的な被害のほか、販路喪失などによる売上げの減少や給与所得の減少などの間接的な被害の状況も確認いたしました。

《当金庫の被災債権の調査実施状況》

(単位：先、百万円、%)

	総与信(除く地公体等)		調査先数		調査債権額	
	先数	債権額		構成比		構成比
事業性ローン	1,160	34,448	876	75.51	33,398	96.95
住宅ローン等	7,111	17,385	4,276	60.13	15,262	87.78
合計	8,271	51,834	5,152	62.28	48,660	93.87

○ 調査結果

次表のとおり、東日本大震災以降の延滞発生先は、事業性ローンと住宅ローン等を合わせ 677 先(総与信に占める割合 8.18%)、9,270 百万円(同 15.34%)、一時的な返済猶予や条件変更等の条件緩和に応じた先は 277 先(同 3.35%)、9,072 百万円(同 15.01%)、福島第一原発事故影響先は 3,216 先(同 38.84%)、9,081 百万円(同 15.03%)となっております。さらに、これらに該当しない先で、直接的・間接的な被害が認められる先は、123 先(同 1.49%)、2,293 百万円(同 3.79%)となっており、このうち建物・店舗、住居の全半壊など、事業や生活に大きな影響を受けた先は、事業性ローンで 21 先(同 0.25%)、464 百万円(同 0.77%)、住宅ローン等で 52 先(同 0.63%)、443 百万円(同 0.73%)となっております。

この結果、当金庫と貸出取引のあるお取引先のうち、東日本大震災により直接的または間接的に何らかの影響を受けた先は、合計で 4,293 先(同 51.85%)、29,716 百万円(同 49.17%)となっております。

当金庫といたしましては、引き続き定期的な訪問活動等を通じて、お取引先の実態把握に努めてまいります。

《当金庫の与信取引先の被災状況》

(単位：先、百万円、%)

	先数	構成比	金額			
				構成比		
被害あり a	4,293	51.85	29,716	49.17		
延滞先 (注1)	677	8.18	9,270	15.34		
	事業性ローン	210	2.54	6,185	10.23	
	住宅ローン等	467	5.64	3,084	5.10	
条件緩和先 (注2)	277	3.35	9,072	15.01		
	事業性ローン	170	2.05	8,133	13.46	
	住宅ローン等	107	1.29	938	1.55	
福島第一原発事故爆響先 (注3)	3,216	38.84	9,081	15.03		
	事業性ローン	271	3.27	4,288	7.09	
	住宅ローン等	2,945	35.57	4,791	7.93	
その他	123	1.49	2,293	3.79		
	うち建物・店舗、住居の全半壊等	事業性ローン	21	0.25	464	0.77
		住宅ローン等	52	0.63	443	0.73
	うち建物・店舗、住居の一部損壊等	事業性ローン	2	0.02	65	0.11
		住宅ローン等	3	0.04	25	0.04
	うち売上高、収入の大幅な減収等	事業性ローン	25	0.30	1,140	1.89
		住宅ローン等	20	0.24	156	0.26
(資金使途別計)	事業性ローン	699	8.44	20,275	33.55	
住宅ローン等	3,594	43.41	9,437	15.61		
被害なし b	859	10.37	18,944	31.35		
合計 (調査対象先) c=a+b	5,152	62.22	48,660	80.51		
総与信	8,280	100.00	60,437	100.00		

(注1) 震災以降、延滞が発生した先

(注2) 震災以降、返済条件等に係る条件変更に対応した先 (約定弁済一時停止先を含む)

(注3) 主要な建物・設備または住居等が警戒区域内もしくは計画的避難区域内に所在する先

(D) 被災者からの申し出により約定弁済を一時停止等した実績

当金庫では、被災された事業取引先や住宅ローン取引先等から、既存の融資取引にかかる約定弁済について一時停止の申し出を受けました。

このため、当金庫では、地域おける甚大な被災状況等を踏まえ、お取引先の被災状況等に応じて約定弁済を一時的に停止するなど、弁済について柔軟に対応しております。なお、一時停止の取扱いは、ピーク時の平成 23 年 6 月末時点において 640 先、14,784 百万円に達しております。

こうした一時停止を行ったお取引先に対しては、順次、お取引先の状況に適した条件変更の手続きを進めております。東日本大震災発生以降、平成 23 年 11 月 30 日までに正式に条件変更契約を締結したお取引先は、累計で 545 先 14,108 百万円 (うち事業性ローン 266 先、12,026 百万円、住宅ローン等 279 先、2,081 百万円) となっております。

《被災者との合意にもとづく約定弁済一時停止実績》

(単位：先、百万円)

	平成23年3月末		平成23年4月末		平成23年5月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	94	4,101	181	7,007	222	9,334
住宅ローン	132	1,418	273	2,722	293	2,893
その他	61	137	125	289	131	334
合計	287	5,658	579	10,020	646	12,562

	平成23年6月末		平成23年7月末		平成23年8月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	248	11,602	238	11,497	256	9,004
住宅ローン	276	2,846	253	2,480	214	2,438
その他	116	334	89	316	82	264
合計	640	14,784	580	14,293	552	11,706

	平成23年9月末		平成23年10月末		平成23年11月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	252	9,332	276	9,390	260	9,627
住宅ローン	236	2,361	202	2,345	228	2,368
その他	64	277	82	283	73	280
合計	552	11,970	560	12,019	561	12,275

《東日本大震災以降の条件変更契約実績》

(単位：先、百万円)

	平成23年3月末		平成23年4月末		平成23年5月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	2	145	13	973	81	4,519
住宅ローン	-	-	2	34	35	325
その他	-	-	1	0	20	95
合計	2	145	16	1,008	136	4,939

	平成23年6月末		平成23年7月末		平成23年8月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	128	6,262	163	7,468	188	9,303
住宅ローン	63	626	83	763	109	1,018
その他	31	114	44	150	53	187
合計	222	7,004	290	8,382	350	10,510

	平成23年9月末		平成23年10月末		平成23年11月末	
	先数	金額	先数	金額	先数	金額
事業性ローン	226	10,890	250	11,520	266	12,026
住宅ローン	146	1,375	166	1,575	184	1,813
その他	71	242	85	256	95	268
合計	443	12,508	501	13,352	545	14,108

※東日本大震災以降、各月末までの累計

(ハ) 被災した取引先に対する信用供与の実績

被災されたお客様への融資にあたっては、担保となるべき資産が滅失しているなど通常の審査では対応できない場合もあることから、東日本大震災以降、前述のとおり、平成 23 年 11 月 30 日までの間に 7 種類の無担保あるいは無保証でのお取扱いとなる融資新商品（プロパー無担保ローン 2 商品、保証会社保証付ローン 3 商品、保証協会保証付ローン 2 商品）を発売いたしました。今後も被災されたお客様の支援のため、復旧・復興の進捗状況に合せ、金利ならびに返済期間などの返済条件を弾力的な取扱いとするような商品の発売を検討してまいります。

また、住宅ローンにつきましては、当金庫の営業エリア内においては、未だに福島第一原発事故の収束見通しが立たない状況にあること、また、沿岸部の津波による被災地では建築制限が設定されている地区もあることなどから、住宅再取得の需要が出てくるまでには至っていない状況であります。しかしながら、福島第一原発事故が収束し、地域の復旧・復興が進展するにつれて、新たな住宅再取得のニーズも出てくるものと考えており、当金庫といたしましても、こうした資金需要を的確に把握し、地域のお客様の生活再建に向けて、円滑な信用供与に取り組んでまいります。

《被災者向けの新規融資の実行状況》

(単位：先、百万円)

	先 数	金 額
事業性ローン（運転資金）	109	2,668
〃（設備資金）	18	198
住宅ローン	3	24
合 計	130	2,891

※東日本大震災以降、平成 23 年 11 月 30 日までの累計

ロ. 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

(イ) 本部専担部署の設置

当金庫は、前述のとおり、営業を休止している店舗のお客様および被災されたお客様からの預金の払出し・各種ご相談・お問い合わせ等に対応するための組織として、平成 23 年 4 月 25 日に新たに本部内にお客様サポート室を設置いたしました。

なお、お客様サポート室には、お客様の事情に精通している営業休止店舗の職員を配置するなど、被災されたお客様からのご相談に十分な対応が図れる体制としております。

(d) 営業店機能の維持・強化

東日本大震災により当金庫の営業地域は甚大な被害を受け、被災直後は 11 店舗 2 出張所で営業休止を余儀なくされましたが、平成 23 年 12 月 31 日現在においては 14 店舗 2 出張所中 8 店舗 2 出張所が通常営業しております。

《当金庫の営業エリア》



《店舗等の状況》

店番	店舗名	住所	福島第一原子力発電所からの距離	区域	営業状況	営業再開日
①	本部	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年3月12日
②	本店営業部	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年3月29日
③	富岡支店	双葉郡富岡町	20Km以内	警戒区域	休止中	—
④	小高支店	南相馬市小高区	20Km以内	警戒区域	休止中	—
⑤	浪江支店	双葉郡浪江町	10Km以内	警戒区域	休止中	—
⑥	相馬支店	相馬市中村	30Km以上		営業中	平成23年3月22日
⑦	広野支店	双葉郡広野町	30Km以内		営業中	平成23年4月19日
⑧	東支店	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年3月29日
⑨	飯館支店	相馬郡飯館村	30Km以上	計画的避難区域	営業中	平成23年3月29日
⑩	新地支店	相馬郡新地町	30Km以上		営業中	平成23年3月22日
⑪	山元支店	亘理郡山元町	30Km以上		営業中	平成23年3月22日
⑫	久之浜支店	いわき市久之浜町	30Km以上		営業中	平成23年3月31日
⑬	双葉支店	双葉郡双葉町	5Km以内	警戒区域	休止中	—
⑭	夜の森支店	双葉郡富岡町	10Km以内	警戒区域	休止中	—
⑮	大熊支店	双葉郡大熊町	5Km以内	警戒区域	休止中	
⑯	東支店北原出張所	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年3月31日
⑰	本店営業部南出張所	南相馬市原町区	30Km以内		営業中	平成23年4月19日

※平成23年12月31日現在

当金庫は、東日本大震災後、お客様からの強い要望もあり、営業エリア内に所在する他の金融機関に先駆けて、いち早く通常営業を開始しました。また、被災されたお客様に対しては、非常時払いの対応を速やかに実施するとともに、被災により通帳やカードを失い、ご自身も避難しているお客様に対しては、信用金庫業界の協力により預金の代払いを実施いたしました。このように、未曾有の災害により通常の社会生活が困難な状況の下で、地域金融機関として可能な限り金融機能の維持に努めてまいりました。

《預金代払いの状況》

(単位：件、百万円)

年 月	件 数	金 額
平成23年3月	523	69
平成23年4月	991	89
平成23年5月	478	41
平成23年6月	284	23
平成23年7月	155	13
平成23年8月	125	10
平成23年9月	61	4
平成23年10月	86	6
平成23年11月	65	5
平成23年12月	71	6
合 計	2,839	270

今後は、福島第一原発事故の影響により避難等が長期化することも想定されることから、お取引先の利便性向上を図るため、平成24年3月頃を目途に宮城県亘理地区に亘理支店の開設を予定しております。また、現在、いわき市内に開設している相談所については、営業機能の強化を図るため、フルバンキング機能を備えた店舗とすることも検討してまいります。

(ハ) 避難などにより当金庫営業地域を離れたお客様への相談窓口等の周知

当金庫では、前述のとおり、営業を休止している店舗のお客様および避難されているお客様からの、預金の払出し・各種ご相談・お問い合わせ等をお受けするため、本部内にお客様サポート室を設置するとともに、県内・県外にて移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、福島県内では、福島信用金庫本店営業部(福島市)、ビッグパレットふくしま(郡山市)、会津信用金庫本店営業部(会津若松市)および二本松信用金庫金色支店(二本松市)などで、近隣信用金庫の協力をいただき開催したほか、県外では、双葉町の方々が数多く避難されている埼玉県加須市において開催しております。

また、平成23年8月8日には、福島市近隣に避難されているお客様のために福島相談所を開設し、各種相談をお受けさせていただいています。

なお、移動相談会の開催につきましては、引き続き周知に努め、少しでも多くのお客様のご要望にお応えできるよう努めてまいります。

《移動相談会および相談所等の状況》

開催場所	福島市 (注1)	二本松市 (注2)	郡山市 (注3)	会津若松市 (注4)	いわき市 (注5)	埼玉県加須市 (注6)
開始日	平成23年 5月11日	平成23年 5月10日	平成23年 4月20日	平成23年 4月7日	平成23年 11月21日	平成23年 4月14日
開催日	毎営業日	毎月2回	毎週2回	毎月2回	毎営業日	毎月2回
受付時間	9時～16時	9時～15時	10時～16時	9時～15時	9時～16時	10時～16時
受付人員	3名	2名	2名	2名	3名	2名
業務内容	1. 相談業務 ・ 既往融資の返済、条件変更および新規融資 ・ 相談 2. 事務関連業務 ・ 預金の取次ぎ ・ 通帳、カード等の再発行受付 3. その他					

※平成23年12月31日現在

(注1) 福島信用金庫本店で開始、平成23年8月8日に常設の福島相談所（福島信用金庫旧西支店）開設に伴い、移動相談会は終了。

(注2) 二本松信用金庫金色支店で開始、平成23年8月に終了。

(注3) 郡山ビックパレット避難所で開始、平成23年7月から大玉村および平沢仮設住宅（三春町）においても移動相談会（毎月金曜日）を開始。なお、郡山ビックパレット避難所での移動相談会は、平成23年12月に終了し、郡山市富田町（毎週水曜日）での開催に変更。

(注4) 会津信用金庫本店において開始、平成23年9月まで週1回開催、同年10月からは毎月2回開催。

(注5) いわき市平字作町に常設のいわき相談所を開設。

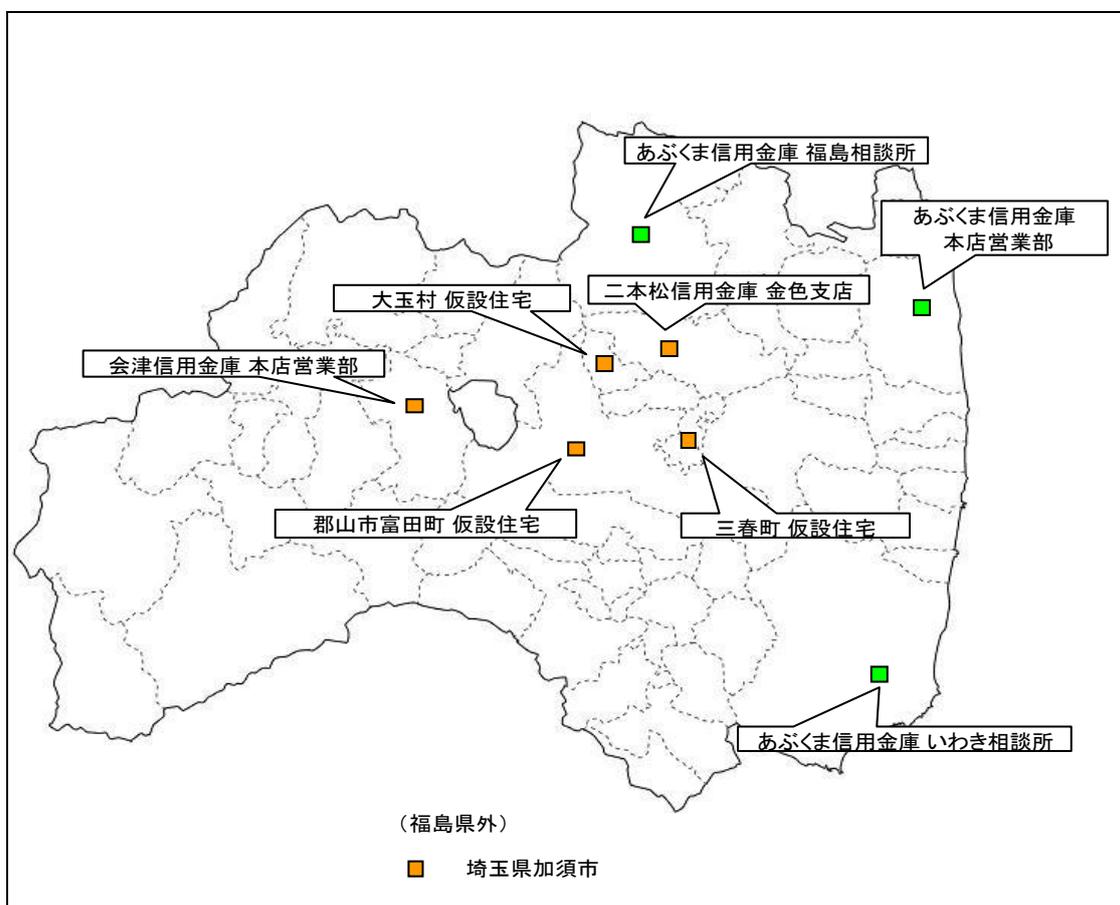
(注6) 平成23年4月から加須市旧騎西高校跡避難所で開始。

《移動相談会および相談所における相談受付状況》

(単位: 件)

	合 計						
		福島市	二本松市	郡山市	会津若松市	いわき市	埼玉県 加須市
平成23年 4月	343			103	93		147
平成23年 5月	659	65	89	378	73		54
平成23年 6月	674	144	94	319	75		42
平成23年 7月	607	98	79	350	40		40
平成23年 8月	708	152	93	369	50		44
平成23年 9月	561	120		360	40		41
平成23年10月	452	138		267	15		32
平成23年11月	527	135		248	17	91	36
平成23年12月	673	142		244	15	234	38
合 計	5,204	994	355	2,638	418	325	474

《移動相談会開催場所および相談所所在地》



なお、いわき市における店舗は同市北部の久之浜支店のみでしたが、お客様の利便性を充実させるため、平成23年11月21日に双葉郡内のお客様が大勢避難されているいわき市中央部の平地区に、いわき相談所を開設いたしました。

今後も、お客様の動向を把握したうえで、近隣の信用金庫および信金中央金庫をはじめ信用金庫業界からの支援を得ながら、顧客サポート態勢の見直しを検討してまいります。

(二) 東日本大震災からの復旧・復興に向けた商品の開発・提供

当金庫は、東日本大震災により被災されたお取引先に対して、当金庫の営業エリアの復旧・復興の進捗状況に応じたローン商品を開発し、適時適切な資金供給に努めてまいりたいと考えております。今後は、特に、福島第一原発事故により、これまでのような不動産担保に依存することができない状況を踏まえ、プロパー無担保ローン商品および保証協会・保証会社と提携したローン商品の開発にも取り組んでまいります。

《東日本大震災からの復旧・復興に向けたローン商品一覧》

種類	対象先	商品内容	発売時期	取扱実績
保証協会保証付ローン	事業者	名称：「災害関係保証」 資金使途：運転資金、設備資金 融資金額：8,000万円以内 返済期間：10年以内 担保：必要により徴求する。 保証人：必要により徴求する。 年利率：災害関係保証・固定1.5%以内 上記以外・固定1.7%以内	平成23年3月25日	22件 362百万円
		名称：「東日本大震災復興緊急保証」 資金使途：運転資金、設備資金 融資金額：8,000万円以内 返済期間：15年以内 担保：必要により徴求する。 保証人：必要により徴求する。 年利率：固定1.5%以内	平成23年6月1日	57件 1,511百万円
プロパー無担保ローン	個人	名称：「東北地方太平洋沖地震にともなう緊急融資」 資金使途：被災者の救済資金 融資金額：300万円以内 返済期間：10年以内 担保：無担保 保証人：1名 年利率：固定0.5%～1.5%	平成23年4月20日	4件 10百万円
	事業者	名称：「あぶくま応援震災特別融資」 資金使途：事業に必要な資金 融資金額：1億円以内 返済期間：1年以内 担保：無担保 保証人：法人代表者1名 個人事業者－法定相続人1名 年利率：固定0.7%	平成23年5月18日	23件 606百万円
保証会社保証付ローン	個人	名称：「災害復旧ローン」 資金使途：被災者の生活再建資金 融資金額：500万円以内 返済期間：3カ月以上10年以内 担保：無担保 保証人：不要（(社)しんきん保証基金が保証） 年利率：固定1.5%	平成23年4月20日	30件 53百万円
		名称：「プロテクトリフォームローン」 資金使途：住宅増改築および住宅設備機器購入等 融資金額：1,000万円以内 返済期間：6カ月以上20年以内 担保：無担保 保証人：不要（(株)ジャックスが保証） 年利率：団信付－固定3.425% 団信無－固定3.105%	平成23年7月15日	実績なし
		名称：「エコリフォームローン」 資金使途：省エネ改修、バリアフリー改修工事等 融資金額：1,000万円以内 返済期間：6カ月以上20年以内 担保：無担保 保証人：不要（(株)ジャックスが保証） 年利率：団信付－固定2.50% 団信無－固定2.18%		

※金利、取扱実績は平成23年11月30日現在

(株) 販路拡大等事業拡大のための取引先紹介、マッチング支援

当金庫は、お取引先のビジネスチャンス創出支援の一環として、(社)東北地区信用金庫協会が主催する「ビジネスマッチ東北」に加盟金庫として参画し、お取引先に出展および参加案内を行っております。平成22年度に開催されたビジネスマッチングには、当金庫からも2先のお取引先が出展されました。平成23年度のマッチングは平成24年3月13日に開催されますが、平成22年度同様、当金庫のお客様も出展を予定しております。

また、全国の信用金庫から、東日本大震災により被災した地域に対する支援の申出を頂戴しておりますが、そのなかには、ビジネスマッチングや個別商談会などのご案内も含まれております。

当金庫としては、このような機会を活用し、お取引先の販路拡大につながるよう取り組んでまいります。

(A) 被災したお取引先の事業再生・事業承継に向けた支援

○ 経営改善支援の取組みの強化

お取引先に対する経営改善支援につきましては、営業店長を経営支援責任者として、営業店と審査管理部経営支援課が協力して取り組んでおります。

今後も引き続き、審査管理部経営支援課が中心となり、経営支援先の実態把握に努め、財務内容等を的確に分析したうえで、経営改善計画の策定を支援してまいります。

また、TKC会計人および福島県中小企業再生支援協議会等の外部専門家や外部機関と連携し、個別経営支援先の現状を勘案した実現可能性のある支援策の策定に取り組んでまいります。

○ 専門家による税務相談対応

お取引先に対する経営改善支援にあたりましては、当金庫のみで解決が困難な事案もあることから、外部専門家のノウハウ等を活用することも必要であると考えております。そうした観点から、当金庫は、TKC全国会の協力を得てお取引先の税務相談に対応しております。今後も引き続き、お取引先からの相談があった都度、TKC全国会の協力を得て対応してまいります。

○ 事業再生に対する支援

取引先の早期の事業再生に向けて、平成23年度に体制が拡充された中小企業再生支援協議会の機能を活用し、会社分割による事業再生といった再生手法を含め、お取引先の実情にあった支援策を他の債権者と協議のもと検討してまいります。また、事案によっては、債権放棄または福島産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構を活用した債権売却による事業再生の手法も検討してまいります。

なお、財務体質の改善により事業再生が可能と見込まれる場合は、信金中央金庫の子会社である信金キャピタル(株)が、平成23年12月に組成した復興支援ファンド「しんきんの絆」またはDDS等の活用についても検討してまいります。

○ 事業承継に対する支援の強化

当金庫では、お取引先の若手経営者および後継者に対して、各種情報を提供する場として「元気塾」を主宰しており、会員数は平成23年11月30日現在で253名となっております。

元気塾では、税理士等の専門家を講師とする経営力向上セミナーを、平成21年度は4回、平成22年度は2回開催し、経営に有益な各種情報を継続的に提供するなど、事業後継者の育成に力を入れてまいりました。また、平成23年度はミュージックセキュリティーズ㈱が運営する「セキュリテ被災地応援ファンド」についての勉強会を開催するなど、地域の復旧・復興に資する情報についても適時提供しております。

今後も、長期的な展望に立って地域の将来を見据え、事業後継者の育成に取り組んでまいります。

さらに、信金キャピタル㈱を活用したM&Aによるお取引先の事業承継問題に取り組んでまいります。

(ト) 二重ローン問題解消に向けた対応

当金庫の営業エリアの大半は、福島第一原発事故により設定された警戒区域および計画的避難区域等に指定されているため、多くのお取引先においては、今後の生活設計や企業経営の方向性が見極められない状況にあります。しかし、被災地が復旧・復興する過程で、二重ローン問題の解消は避けて通ることのできない課題であることを踏まえ、以下の施策を中心に検討を進め、地域の復旧・復興に貢献してまいりたいと考えております。

○ 福島県中小企業再生支援協議会との連携

福島県中小企業再生支援協議会を活用した案件は、平成23年11月30日現在で2件となっております。

被災されたお取引先の事業再生にあたり、中小企業診断士、公認会計士等の外部専門家と連携し、事業再生計画の策定支援を実施することはお客様にとっても有益であると考えられます。このため、今後も引き続き、福島県中小企業再生支援協議会と連携し、経営支援活動に取り組んでいくことといたします。

○ 福島産業復興機構の活用

平成23年12月28日に、福島県、地域金融機関および独立行政法人中小企業基盤整備機構等が出資し、福島県内事業者の早期再生を支援することを目的とする福島産業復興機構が設立されました。なお、本機構に対しては、

当金庫も地域金融機関として、上限6百万円の範囲内で活用案件ごとに出資を予定しております。

当金庫としては、被災の影響により、経営に支障が生じ収益力に比して過大な債務を負っているものの、既往債権の買取り等により再生の可能性があると思込まれる事業者については、その活用を検討してまいります。

○ ㈱東日本大震災事業者再生支援機構の活用

㈱東日本大震災事業者再生支援機構は、平成24年3月5日に業務の開始を予定しています。

当金庫としては、東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者のうち、被災地域における金融機関と協力して、旧債務の整理または新事業の支援を通じて事業の再生を目指そうとする事業者について、その活用を検討してまいります。

○ 資本性借入金等を活用した取引先の財務基盤の強化

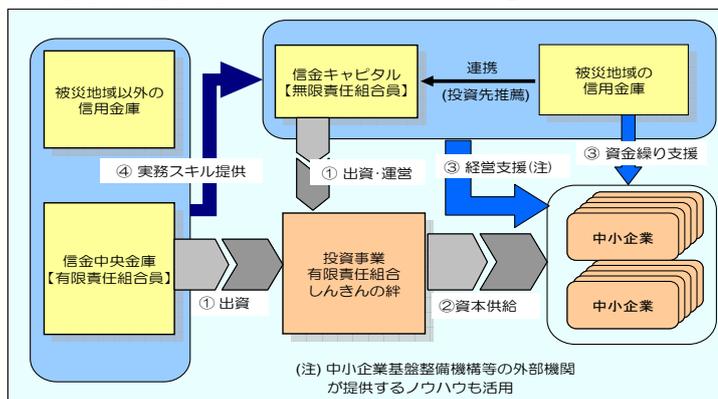
DDS、DESおよびDIPファイナンスについては、平成23年11月30日現在において取扱実績はございません。

しかし、平成23年11月22日に、金融庁より「資本性借入金」の積極的活用に向けて金融検査マニュアルの運用が明確化されたことを踏まえ、事業再生にあたり資本不足に直面している企業がバランスシートの改善により再生が可能と思込まれる場合、資本性借入金の活用を検討してまいります。

○ 事業再生ファンドの活用

復興支援ファンド「しんきんの絆」は、被災されたお取引先がファンドからの資本供給を受けた後も、当金庫が引き続き資金繰りなどの支援を行うことが可能なスキームとなっていることから、本ファンドを活用してお取引先の再生に向けて、積極的に取り組むことを考えております。

《復興支援ファンド「しんきんの絆」のスキーム》



○ 個人版私的整理ガイドラインにもとづく債務整理にかかる対応

平成 23 年 8 月 22 日から、個人版私的整理ガイドラインによる債務整理の申請が開始されております。

しかしながら、福島第一原発事故により設定された警戒区域内および計画的避難区域内でお取引いただいていた大多数のお取引先は、当面、当該ガイドラインにもとづく債務整理ができない状況にあります。

このため、当金庫としては、当該ガイドラインの周知を図るとともに、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、お取引先からご相談が寄せられた際には、真摯に対応していくこととしております。

(f) 外部機関との連携強化

被災地の復旧・復興支援として、地方公共団体や復旧・復興支援を目的とする公的機関等への人材の派遣、運営協力等があげられます。当金庫は小規模・少人数の地域金融機関であるため、できることには限りがありますが、できる限り協力していくこととしております。

なお、当金庫は、平成 23 年 10 月より福島県と中小企業庁の主催する「福島産業復興機構等準備委員会」のワーキンググループメンバーとして参加しており、二重ローン問題の解決等に向けて、地域復興ファンドの立ち上げにも参画してまいりました。

また、当金庫は、従前より、TKC全国会と連携して、お客様向け勉強会の開催や経営支援を行っておりますが、今後も連携を深めて、被災されたお客様に対する経営改善支援に取り組んでいくこととしております。

(g) 信用金庫業界による被災地支援の取組み

(社)全国信用金庫協会は、全国の信用金庫および関係団体等の役職員約 12 万人に呼びかけ、「東日本大震災 2 千円募金」を実施いたしました。

集められた募金は、373 百万円にもなり、本募金は(社)東北地区信用金庫協会および(社)関東信用金庫協会を通じて、被災地域の地方公共団体に寄贈されました。なお、本募金からは東北地区の 35 の市町村に対して 320 百万円が寄贈されており、当金庫営業エリアにおいては、南相馬市に 20 百万円、山元町に 10 百万円、相馬市・浪江町にそれぞれ 5 百万円、新地町・大熊町・双葉町・富岡町・楢葉町・飯舘村にそれぞれ 3 百万円、広野町・葛尾村にそれぞれ 2 百万円の寄贈となりました。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

イ. 創業または新事業の開拓に対する支援にかかる機能の強化のための方策

当金庫は、地域経済の活性化に寄与するため、創業あるいは新事業開拓に取り組むお客様に対し、情報の提供や創業等資金の支援など、以下のような取り組みを、引き続き実施してまいります。

(イ) 外部専門機関との連携強化

当金庫は、福島県信用保証協会、TKC全国会、日本政策金融公庫等の外部専門機関と連携を強化し、お客様の創業・新事業開拓を側面から支援しております。

具体的な取り組みとしては、TKC全国会とは協議会および交流会等を通じて、創業・新事業開拓にかかる情報交換を実施しております。また、日本政策金融公庫いわき支店とは平成15年12月に「業務連携・協力に関する覚書」を締結し、創業支援分野で業務連携を図っております。なお、本覚書にもとづく連携融資は、平成23年11月30日現在において、累計で70件、792百万円の取扱実績となっております。

今後も引き続き、外部専門機関との連携を図り、お取引先の課題解決に向けて積極的に取り組むとともに、被災地の復興に資する事業の立上げを支援するなどにより、被災地の復旧・復興および地域経済の活性化に貢献していきたいと考えております。

(ロ) ローン商品の拡充等

創業に取り組むお客様に対しては、公的機関による制度融資の取扱いなどにより支援を実施しております。しかしながら、公的機関の制度融資だけでは、お客様のご要望に十分お応えすることが難しい場合もあることから、当金庫では無担保のプロパー創業支援資金「あぶくまサポートⅢ」を取り扱っており、平成23年11月30日現在において、8件、14百万円の取扱実績があります。

現在、創業や新事業開拓のお客様に対する資金ニーズには、公的機関の制度融資およびプロパーローン商品で対応しておりますが、今後も地域の復旧・復興の進捗状況に合わせた融資商品の取扱いを、検討していくことといたします。

ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む)に対する支援にかかる機能の強化のための方策

(イ) 経営改善支援の取り組みの強化

お取引先からの経営相談および経営改善に向けての支援につきましては、前述のとおり、営業店長を経営支援責任者として、営業店と審査管理部経営支援課が協力して取り組んでおります。

平成22年度は、経営支援先として、ランクアップ支援先12先およびランクダウン防止先41先の計53先を選定いたしましたが、平成23年3月期におい

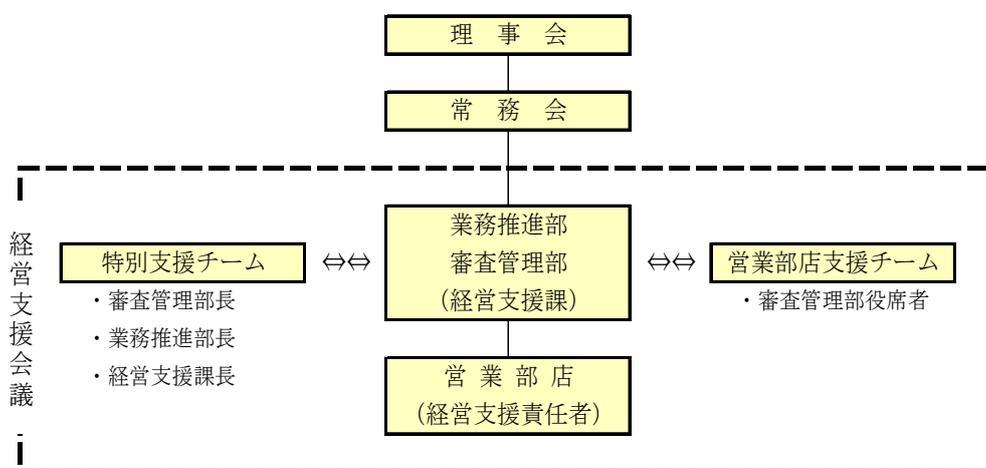
て、ランクアップ先は1先、ランクダウン先は1先、債務者区分変動なしの先は51先という結果になりました。

今後、当金庫の営業エリアの復旧・復興は、福島第一原発事故の影響を受け、かなりの時間を要することが見込まれることから、審査管理部経営支援課が中心となり、地元で事業を再開する意欲のあるお取引先を選定し、訪問活動等により経営支援先の実態把握を強化するとともに、お取引先と共通の認識を持ったうえで指導・助言および中長期の経営改善計画の策定支援を行ってまいります。また、経営支援会議を定期的（年2回）に開催し、経営支援の進捗状況を確認するとともに、今後の課題解決に向けた取組みについて協議するなどにより、経営改善支援の実効性を高めてまいります。

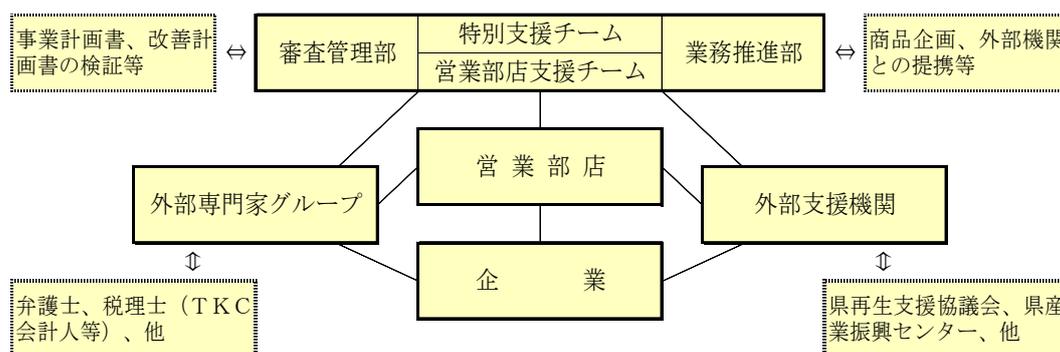
なお、これらの取組みに加えて、TKC会計人や福島県中小企業再生支援協議会等の外部専門家や外部機関との連携による取引先の経営改善に向けた支援も、実施してまいりたいと考えております。

《経営支援組織図・企業支援体制》

あぶくま信用金庫 経営支援組織図



あぶくま信用金庫 企業支援体制



(ロ) 専門家による相談会の開催

お取引先の経営改善支援にあたりましては、当金庫のノウハウや経営資源のみでは、解決が困難な事案もあることから、外部専門家のノウハウ等を活用することも必要であると考えております。そうした観点から、当金庫は、平成19年5月から、当金庫東支店北原出張所「あぶくましんきんプラザ」において、TKC全国会の協力を得て、税務相談会を計24回開催しております。

なお、現在は、相談会形式ではなく、お取引先から相談があった都度、税理士を紹介する対応としておりますが、今後、東日本大震災からの復旧・復興が進み、お取引先からの相談ニーズが高まれば、TKC全国会の協力を得て、「あぶくましんきんプラザ」における定期的な相談会の開催を検討いたします。

ハ. 早期の事業再生に資する方策

(イ) 中小企業再生支援協議会の活用

福島県中小企業再生支援協議会を活用した案件は、平成23年11月30日現在で2件となっております。

被災されたお取引先の事業再生にあたり、中小企業診断士、公認会計士等の外部専門家と連携し、事業再生計画の策定支援を実施することはお客様にとっても有益であると考えられます。このため、今後も引き続き、福島県中小企業再生支援協議会との連携を視野に入れた経営支援活動に取り組んでいくことといたします。

(ロ) 資本金等を活用した取引先の財務基盤の強化

平成23年11月30日現在において、DDS、DESおよびDIPファインランスの取扱実績はございません。

しかし、平成23年11月22日に、当局より「資本金等」の積極的活用に向けて、金融検査マニュアルの運用が明確化されたことを踏まえ、事業再生にあたり資本不足に直面している企業が、バランスシートの改善により再生が可能と見込まれる場合、資本金等の活用を検討してまいります。

今後、必要に応じて、福島産業復興機構や(株)東日本大震災事業者再生支援機構等の活用も検討してまいります。

ニ. 事業の承継に対する支援にかかる機能の強化のための方策

(イ) 事業承継に対する支援の強化

当金庫では、お取引先の若手経営者の組織である「元気塾」の活動として、平成22年度に4回にわたって「経営力向上セミナー」を開催してまいりました。

セミナーの内容は、第一部は税理士により、経営者が身につけるべき会計、

法務、財務などの基礎を解説し、第二部は当金庫の営業エリア内で活躍する人を講師とした講演会とし、事業後継者の育成に力を入れてまいりました。

今後も、長期的な展望に立って地域の将来を見据え、「元気塾」の活動をさらに充実させ、事業後継者の育成に取り組んでまいります。さらに、信金キャピタル㈱を活用したM&Aによるお取引先の事業承継問題に取り組んでまいります。

(ロ) 相続対策にかかる相談対応の強化

事業承継に伴う相続相談は、主に営業店でお受けしておりますが、専門家による対応が必要な場合は、相続に精通している税理士を紹介させていただく対応としております。

今後も、営業店窓口や移動相談会等においてご相談のあったお取引先に対して、営業店と本部が情報を共有化し、課題の明確化等の支援、税理士の紹介等などにより、お取引先の課題解決を積極的に支援してまいります。

(ハ) 廃業等にかかる相談対応の強化

お取引先から廃業等にかかる相談があり、当金庫において事業継続が見込めないと判断した場合、従前は代弁請求や担保物件の処分等の回収業務が中心となっております。

今後は、経営者の事業意欲、資産状況等を十分勘案したうえで、取引状況を考慮し、慎重かつ十分な検討を行ってまいります。また、必要に応じて、税理士、弁護士等の専門家と連携を図り、整理内容等を関係当事者が納得できるよう十分な説明を行ってまいります。

5. 信金中央金庫に引受を求める優先出資に関する事項

(1) 優先出資の金額・内容

当金庫は、以下の内容の優先出資を発行し、信金中央金庫に引受を求めることとしております。

種類	社債型非累積的永久優先出資
申込期日(払込日)	平成24年2月20日(月)(予定)
発行価額	1口につき 10,000円(額面金額1口 100円)
非資本組入額	1口につき 5,000円
発行総額	20,000百万円
発行口数	2,000,000口
配当率(発行価額に対する年配当率)	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト

	<p>(平成 24 年 3 月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から平成 24 年 3 月 31 日までの間の日数で日割り計算により算出される割合とする。)</p> <p>ただし、日本円 TIBOR (12 ヶ月物) または 8 % のうちいずれか低い方を上限とする。</p>
累積条項	非累積
参加条項	非参加
剰余財産の分配	<p>剰余財産の分配は、定款に定める方法に従い、次に掲げる順序によりこれを行うものとする。</p> <p>イ 優先出資者に対して、優先出資の額面金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額をその有する口数に応じて分配する。</p> <p>ロ 優先出資者に対して、優先出資の払込金額から額面金額を控除した金額に発行済優先出資の総口数を乗じて得た額を分配する (当該優先出資の払込金額が額面金額を超える場合に限る。)</p> <p>ハ 前イおよびロの分配を行った後、なお剰余があるときは、払込済普通出資の口数に応じて按分して会員に分配する。</p> <p>ニ 剰余財産の額が前イおよびロの規定により算定された優先出資者に対する分配額に満たないときは、優先出資者に対して、当該剰余財産の額をその有する口数に応じて分配する。</p>

(2) 金額の算定根拠および当該自己資本の活用方法

イ. 必要資本額の根拠

平成 23 年 3 月末の当金庫の自己資本比率は 15.52%と、国内基準である 4%を上回っており、健全性の面で懸念はないと認識しております。

しかしながら、当金庫の主な営業エリアである南相馬市、浪江町および双葉町等では、東日本大震災により多くのお取引先が被災したほか、当金庫自身においても 14 店舗 2 出張所中 6 店舗が未だ営業休止となっております。

当金庫では、現時点で 4,293 先のお取引先が東日本大震災の影響を受け、当該先への与信残高は 297 億円に達しております。これらの中には、影響が軽微な先や東日本大震災の影響を受けつつも、既に事業を再開し業績が回復途上にある先を含む一方、事業休止中の先や再建に取り組み始めて間もない先も含まれております。また、住宅ローンなど個人向け与信につきましては、今後の雇用環境の変化や、地域の復旧・復興計画の進展などに大きく左右されるものと考えられます。

このため、被災債権につきましては、地域経済が復興を遂げていく過程では

潜在的な信用リスクが顕在化する恐れがあることに加え、当金庫の営業エリアには、福島第一原発事故の影響を受け、立入りを禁止されている地域も含まれているため、復旧・復興の方向性を見定めることは極めて困難であることから、当金庫の財務に与える影響も見通し難いものと考えております。

また、当金庫は、被災したお取引先の事業再建や生活基盤の立直しのため、金融支援による下支えを続ける必要があると同時に、復旧・復興に向けた資金需要にも積極的に応じていくことが、地域の金融機関としての責務であると考えております。

こうしたことから、今後、当金庫が地域経済の復興および活性化のため円滑な金融仲介機能を発揮していくためには、予防的に自己資本を増強する必要があると考えております。

そのためには、現時点で把握している 297 億円の被災債権のほか、調査未了となっている債権 31 億円について、保全状況も踏まえ、潜在的な信用リスクが将来的に顕在化しても十分な額の自己資本を確保できるよう、優先出資 200 億円の発行による資本支援を求めることといたしました。

なお、当金庫では、本経営強化計画策定時までに把握した状況をもとに約 48 億円の不良債権処理を想定し、平成 24 年 3 月期決算について以下の見通しを立てておりますが、今般の資本増強により、同期の純資産額は 229 億円程度まで増加する見込みであり、東日本大震災からの復興需要にも十分耐えうる財務基盤の充実強化を図ることができると考えております。

【23 年度決算見込】

○コア業務純益	6 億円程度
○業務純益	2 億円程度
○経常利益	▲46 億円程度
○当期純利益	▲54 億円程度

ロ. 当該自己資本の活用方針

当金庫は、今般の資本増強によって、財務基盤の充実強化を図り、東日本大震災で被災されたお客様をはじめとする地域の中小規模の事業者等に対して、様々な取組みの実践が可能となります。

今後は、経営強化計画を着実に実行していくことにより、被災の影響を大きく受けた地域の協同組織金融機関として、一日も早い地域の復旧・復興および地域経済の活性化に貢献してまいります。

6. 剰余金の処分の方針

当金庫は、地域のお客様から出資を受け入れ事業を行う協同組織金融機関として、

これまで事業によって生じた剰余金につきましては、内部留保の充実に努めるとともに、普通出資への安定的な配当を維持することを基本方針としてまいりました。

今般の資本増強により、経営強化計画に掲げる諸施策への一層の取組みが可能となり、当金庫は、地域の復旧・復興および地域経済の活性化に取り組むとともに、復旧・復興を通じ、収益確保に努めてまいりたいと考えております。

当金庫といたしましては、将来にわたって安定した配当を実施・継続できるよう取り組むとともに、内部留保の蓄積に努め、優先出資の返済を目指してまいりたいと考えております。

7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理にかかる体制および今後の方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条の規定にもとづき、当金庫の業務の健全性・適切性を確保するための体制を整備しております。具体的には、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全の目的を達成するための体制整備を行うために「内部統制基本方針」を定め、本方針に従って継続的に経営管理態勢の整備を進め、その実効性確保に努めております。

イ. 経営管理に対する体制

当金庫は、理事8名（うち非常勤理事2名）および監事3名（うち非常勤監事2名）で構成する理事会を、原則毎月1回開催しております。

理事会においては、重要な経営方針を決定するとともに、金庫全体の目標として策定する経営計画および年度毎の業務運営方針を決定し、定期的に各担当役員から報告を受け、必要な改善を指示するなど管理を行っております。

また、常勤理事および常勤監事によって構成される常務会を、原則毎週1回開催し、理事会で決定した経営方針に基づいて、その具体的な執行方針等を定めるとともに、業務執行に関する重要事項について決定または協議を行い、その進捗状況を管理しております。

ロ. 今後の方針

当金庫は、経営強化計画にもとづく地域の復旧・復興への支援を積極的かつ着実に推進するため、理事長を含む全常勤理事が営業店を四半期ごとに臨店し、施策の実施状況の把握ならびに相談・指導を行うとともに、原則毎月開催する部店課長会議においても、施策の実施状況を管理いたします。

また、常勤理事および常勤監事で構成する常務会は、経営強化計画の主管部署である総合企画部より四半期毎に計画全体の進捗状況について報告を受け、

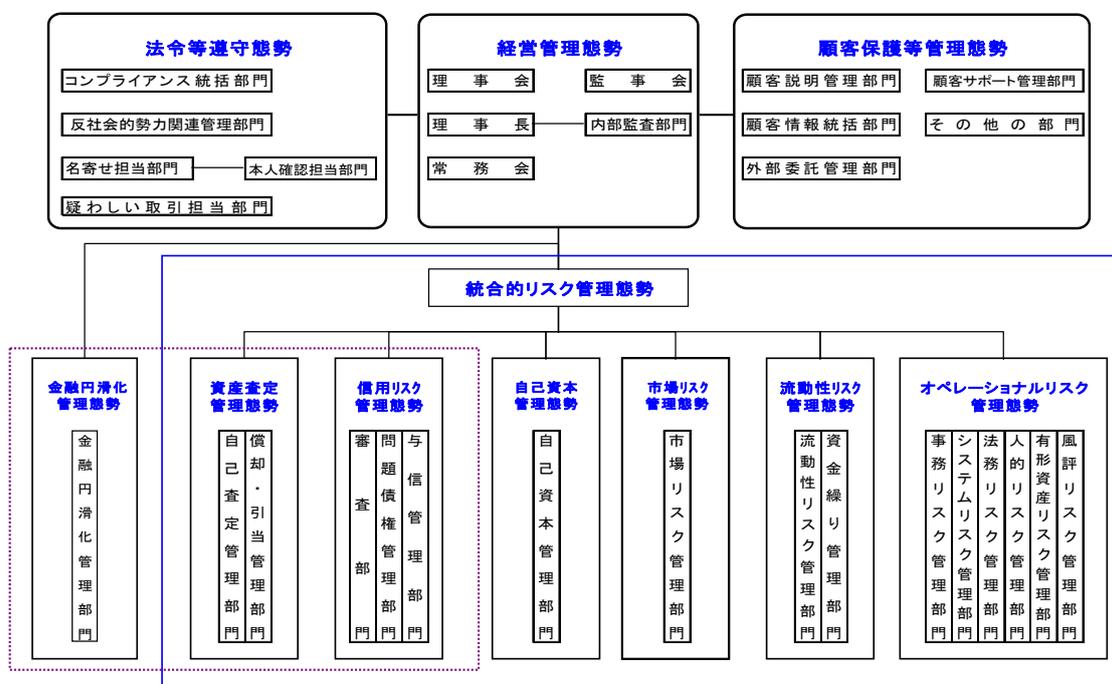
計画全体の進捗状況を管理するとともに、進捗が芳しくないと認められた場合には、要因分析および対応策の立案を各部門に指示いたします。

なお、理事会においても、四半期毎に経営強化計画の実施状況について報告を受け、計画の進捗状況を管理することといたします。

経営強化計画の実践にあたり、常勤理事会を主体にP D C Aサイクルを進めていくこととなりますが、その最高責任者である理事長および理事長の補佐を行う常勤理事が責任をもって推進していくこととしております。

《経営管理態勢》

経営管理態勢組織図



※平成23年9月30日現在

(2) 業務執行に対する監査または監督の体制および今後の方針

イ. 内部監査体制

監査部は、事業年度毎に「監査計画書」を作成し、理事会の承認を受けた後に本計画にもとづいて各部門（営業店を含む。以下同じ）の内部管理態勢および業務諸活動等について、実地監査を実施しております。なお、実地監査の結果については、「監査報告書」として取りまとめたうえで理事長に報告するとともに、各部門に対しては「監査結果通知書」をもって通知し、不備および改善が必要な事項については是正を指示するなど、業務の改善指導を行っております。

ロ. 監事会

監事会は、常勤監事 1 名、非常勤監事 2 名で構成し、原則毎月 1 回開催しております。

常勤監事は、原則毎週開催する常務会に出席し経営執行状況を監視するとともに、経営課題等を把握し、必要に応じて意見を述べております。また、各種委員会へオブザーバーとして出席し、法令等遵守、顧客保護等およびリスク管理状況の適切性と有効性を検証し、必要に応じて意見を述べております。

ハ. 今後の方針

業務執行に対する監査または監督の体制につきましては、経営強化計画を踏まえて、金融検査評定制度の活用等により、適宜、実効性の確認を行い、必要に応じて適切に見直しを図ってまいります。

(3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）および市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況ならびに今後の方針

当金庫は、リスク管理を最重要課題として位置づけ、規定および要領の整備を強化するとともに、様々なリスクに対して的確に対応できる管理態勢の構築を図るため、統合的リスク管理統括部署としてリスク管理委員会を設置し、経営の健全化の維持向上に努めております。

イ. 信用リスク管理

当金庫は「信用リスク管理態勢」の整備および確立は、業務の健全性・適切性の観点から極めて重要なことであることから、「信用リスク管理方針」を定め、同方針により信用リスクの削減に努めてまいりました。

具体的には、審査管理部を主管部署とし、審査管理部内における「審査部門」、「与信管理部門」、「問題債権管理部門」の各部門がそれぞれの方針にもとづき、適切な信用リスク管理を行っております。

【審査部門】

審査部門は、与信先の財務状況、資金使途および返済財源等を的確に把握し、与信案件のリスク特性を踏まえて、適切な審査・管理を行っております。

【与信管理部門】

与信管理部門は、信用格付の正確性の向上を図り、信用集中の状況等を適切に把握・管理するなど、与信先管理の適切性に努めております。なお、信用格付においては、信用リスクを的確に評価・計測するため、業務の規模・特性およびリスク・プロファイルに照らして整備を行っており、平成 22 年度におい

ては、法人 464 先、個人事業者 326 先に対し、信用格付を付与いたしました。

一方で、信用格付を付与していない与信先については、財務面および代表者の資質等定性的な要因を十分に踏まえ、実態把握を行っております。

【問題債権管理部門】

問題債権管理部門は、問題債権が当金庫経営の健全性に与える影響を認識し、問題先の経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて、再建計画の策定の指導や整理・回収を行っております。

また、大口与信先については、必要に応じて、クレジット・リミットを設定するなどの対応を図っておりますが、このうち当金庫の経営に大きな影響をおよぼす可能性のある大口与信先については、別途、信用状況や財務状況について継続的にモニタリングを行うなど、個別に管理しております。

今後も、お取引先の経営・財務面の特性および被災の状況等を十分に踏まえ、信用格付等による与信管理を行うとともに、継続的な訪問、きめ細かな経営相談・指導等を通じて、お取引先の再生可能性を適切に見極め、再生可能と判断したお取引先については、積極的に企業・事業再生に取り組むこととしております。

ロ. 市場リスク管理

当金庫は、市場リスク管理を軽視することが収益目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、市場リスク管理を重視しております。特に、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性および市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法ならびに市場リスク管理の重要性を十分に理解し、当金庫の市場リスク管理の状況を的確に認識し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立に向けて、具体的な管理方針策を立案しております。

市場リスクの管理体制は、総合企画部を主管部署とし、市場部門（フロントオフィス）、リスク管理部門（ミドルオフィス）および事務管理部門（バックオフィス）をそれぞれ分離独立し、相互牽制を図る組織体制とするとともに、統合的リスク管理統括部署であるリスク管理委員会とも連携を図る体制としております。

市場リスクの限度枠は、取り扱う業務やリスク・カテゴリーごとに、それぞれに見合った適切な限度枠を設定するとともに、必要に応じて、限度枠の設定方法および設定枠を見直すこととしております。また、限度枠を超過した場合は、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を常務会等に報告することとしております。なお、自己資本等の経営体力と市場リスク量とを比較し、経営体力から見て過大な市場リスク量となっている

ないかも確認することとしております。

今後も、統合的リスク管理統括部署であるリスク管理委員会と連携し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立に取り組むことといたします。

ハ. 流動性リスク管理

当金庫では、市場流動性の状況を適切に把握し対応するとともに、資金調達・運用構造に則した適切かつ安定的な資金繰りを徹底するため「流動性リスク管理方針」および「流動性リスクマニュアル」を定め、事務部を主管部署として態勢強化に努めております。

具体的には、現金、預け金等の支払準備資産を一定水準以上確保するとともに、本部および営業店は、市場流動性および資金繰りに影響をおよぼすと思われる事項について、情報を収集・分析することとしております。また、資金繰りの状況を、その逼迫度に応じて、平常時、懸念時、危機時に分類し、その状況別の対応策および必要資金等を決定しております。なお、事務部は、流動性リスクの状況について、統合的リスク管理統括部署であるリスク管理委員会に月1回報告しております。

今後も引き続き、管理方針およびマニュアルにもとづく管理を徹底するとともに、必要に応じて管理態勢の改善を図ってまいります。

二. その他

当金庫は、顧客に対し、業務内容や取扱商品にかかる人為的・技術的ミス等の発生防止を徹底するため「オペレーショナル・リスク管理方針」および「オペレーショナル・リスクマニュアル」を定め、態勢強化に努めております。

当金庫においては、オペレーショナル・リスクを「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」等に分け、各リスク別に主管部署を定めるとともに、事務部をオペレーショナル・リスク全体の総括部署として、適切なリスク管理を行っております。

今後も、引き続き、管理方針およびマニュアルにもとづく管理を徹底するとともに、必要に応じて、管理態勢の改善を図ってまいります。

【事務リスク】

事務リスク管理については、事務部を主管部署として、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程・要領等の整備指導を図るとともに厳正な事務管理に努めることを基本方針として掲げ、営業部店長の役割を明確化するなどして、事務リスクが発生することがないように努めております。

【システムリスク】

システムリスク管理については、情報システム部を主管部署として、経営方針、経営計画にしたがい、情報資産保護のための管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を図ることを基本方針として掲げ、「保護されるべき情報資産」、「確保すべきセキュリティ」、「管理すべきリスク」を明確化するなどして、システムリスクが発生することがないように努めております。また、コンピュータシステムに係わるセキュリティ全般を統括する「システム管理責任者」を事務部に配置するとともに、セキュリティポリシーやセキュリティに関する規程・要領等を定め、金庫全体のセキュリティ管理体制が有効に機能するように努めております。

【法務リスク】

法務リスク管理については、総務部を主管部署として、法的なトラブルを回避する観点から、法務対応に重点を置き、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により金庫の損害の未然防止を図り、信用の維持・確保に努めることが不可欠であるということを基本方針として掲げ、法務リスクが発生することがないように努めております。

【人的リスク】

人的リスク管理については、総務部を主管部署として、良好な職場環境を維持するためには、人的リスクの管理能力を向上させることが不可欠であるということを基本方針として掲げ、人的リスクが発生することがないように努めております。

【有形資産リスク】

有形資産リスク管理については、総務部を主管部署として、大規模な地震、火災、風水害に備え、役職員が平素より十分防災に配意するとともに、地域金融機関として公共性を認識し、緊急時の業務を速やかに遂行することが不可欠であるということを基本方針として掲げ、有形資産リスクが発生することがないように努めております。

【風評リスク】

風評リスク管理については、総務部を主管部署として、公共的な金融機関としての使命を全うするためには、当金庫に対する良好な評判を維持することが不可欠であるということを基本方針として掲げ、風評リスクが発生することがないように努めております。

以 上

内閣府令附則第18条第1項第2号に掲げる書類

最終の貸借対照表等および剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産および損益の状況を知ることのできる書類

第61期(平成23年3月31日現在)貸借対照表

平成23年6月1日 作成

住 所 福島県南相馬市原町区栄町二丁目4番地

平成23年6月2日 備付

信用金庫名 あぶくま信用金庫

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
現金	4,976	預 金 積 金	123,895
預 け 金	25,088	当 座 預 金	339
買 入 金 銭 債 権	547	普 通 預 金	35,967
金 銭 の 信 託	200	貯 蓄 預 金	112
有 価 証 券	45,409	定 期 預 金	81,555
国 債	5,498	定 期 積 金	5,528
地 方 債	3,082	そ の 他 の 預 金	391
社 債	26,143	借 用 金	3,827
株 式	524	借 入 金	1,427
そ の 他 の 証 券	10,160	当 座 借 越	2,400
貸 出 金	60,197	そ の 他 負 債	709
割 引 手 形	124	未 決 済 為 替 借	54
手 形 貸 付	2,955	未 払 費 用	343
証 書 貸 付	53,534	給 付 補 て ん 備 金	68
当 座 貸 越	3,582	未 払 法 人 税 等	154
そ の 他 資 産	968	前 受 収 益	22
未 決 済 為 替 貸	11	払 戻 未 済 金	4
信 金 中 金 出 資 金	407	払 戻 未 済 持 分	0
未 収 収 益	399	リ ー ス 債 務	10
そ の 他 の 資 産	150	そ の 他 の 負 債	49
有 形 固 定 資 産	1,399	賞 与 引 当 金	48
建 物	540	退 職 給 付 引 当 金	472
土 地	716	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	143
リ ー ス 資 産	10	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	5
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	130	偶 発 損 失 引 当 金	12
無 形 固 定 資 産	10	債 務 保 証	134
ソ フ ト ウ ェ ア	1	負 債 の 部 合 計	129,248
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8	(純資産の部)	
繰 延 税 金 資 産	357	出 資 金	771
債 務 保 証 見 返	134	普 通 出 資 金	771
貸 倒 引 当 金	1,295	利 益 剰 余 金	7,790
(うち個別貸倒引当金)	(1,111)	利 益 準 備 金	756
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,034
		特 別 積 立 金	6,660
		(経営安定特別積立金)	(3,300)
		(店舗整備積立金)	(600)
		(事務機械化積立金)	(100)
		当 期 未 処 分 剰 余 金	374
		処 分 未 済 持 分	0
		会 員 勘 定 合 計	8,562
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	182
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	182
		純 資 産 の 部 合 計	8,744
資 産 の 部 合 計	137,993	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	137,993

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 満期保有目的としている金銭の信託の評価は、移動平均法による原価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	6年～39年
その他	3年～20年

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

また、貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両および複写機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、当金庫の定めている資産査定基準及び貸倒償却・貸倒引当金の計上に関する基準により、次のとおり行っております。

正常先債権及び要注意先債権に相当する債権

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。

実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権

実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額、保証による回収可能見込額および清算配当等により回収が可能と認められる部分を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産査定基準に基づき、営業関連部署の協力のもとに資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により、上記の引当を行っております。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額及び直近の年金財政計算上の数理債務の合計額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成22年3月31日現在)	
年金資産の額	1,352,356百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,623,781百万円
差引額(-)	271,424百万円
(2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 (平成22年3月分)	
	0.1214%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高271,424百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10カ月の元利均等償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金24百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度の貸出取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
16. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 19百万円
総合口座取引における当座貸越又は預金積金を担保とする貸付金(担保とされた預金積金の額を超えないものに限る)は除く。
17. 有形固定資産の減価償却累計額 2,067百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は134百万円、延滞債権額は2,922百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、20百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,044百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的として、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は4,122百万円であります。
なお、上記18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、235百万円であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は124百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

預け金(現金)	0百万円	地方公共団体指定金融機関差入担保
預け金(定期預金)	2,000百万円	信金中金との為替決済取引等の担保
預け金(定期預金)	7,700百万円	信金中金との当座借越取引の担保
預け金(定期預金)	1,900百万円	信金中金とのしんきん長期固定金利ローンサポート取引の担保
有価証券(国債)	100百万円	日本銀行歳入代理店契約に基づく担保
25. 出資1口当たりの純資産額 1,133円56銭
26. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、統合的リスク管理規程、信用リスクマニュアルに基づき、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価については、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、信用格付別や自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。さらに、リスク管理委員会を定期的に開催し、協議検討を行うとともに、必要に応じて常務会、理事会といった経営陣に対する報告態勢を整備しております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク管理委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。統合的リスク管理規程、市場リスクマニュアルにおいて、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には市場管理部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするため、信金中央金庫と長期固定金利ローンサポート取引も行っております。

() 為替リスクの管理

当金庫の外貨建運用資産は投資信託の一部のみとなっています。また、外国証券の利息部分に対し一部為替の変動リスクが生じるものがあります。これらを定量的に把握し為替の変動リスクを管理しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場リスク管理方針に基づき、資産運用規程・細則に従い実施され、リスク管理統括部において、バリュー・アット・リスク (VaR) を用いてバンキング勘定全体の市場リスク量が把握されるとともに、規程の遵守状況等が管理されております。

これらの運用状況は、定期的に常務会及び理事会に報告されております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引は行っておりません。

() 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸出金・有価証券・預け金・預金であります。当金庫は、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた当面1年間の損益に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利は50ベース・ポイント(0.50%)上昇したものと想定した場合には、税金等調整前当期純利益が74百万円減少し、50ベース・ポイント(0.50%)下落したものと想定した場合には、74百万円増加するものと把握しております。当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金・貸出金・預金積金・借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

2.7. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照)

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	25,088	25,134	45
(2) 買入金銭債権	547	547	-
(3) 有価証券	45,397	44,817	579
売買目的有価証券	-	-	-
満期保有目的の債券	10,515	9,935	579
その他有価証券	34,882	34,882	-
(4) 貸出金 (*1)	60,197		
貸倒引当金 (*2)	1,295		
	58,901	60,126	1,224
金融資産計	129,934	130,625	691
(1) 預金積金 (*1)	123,895	124,455	559
(2) 借入金 (*1)	3,827	3,866	38
金融負債計	127,722	128,321	598

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（スポットレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

変動利付国債の時価については、合理的に算定された価額をもって貸借対照表計上額としております。これにより市場価格をもって貸借対照表計上額とした場合に比べ、「有価証券」は162百万円増加、「繰延税金資産」は49百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は113百万円増加しております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、情報ベンダーより入手した理論価格を、適切性検証のうえ利用しております。当該理論価格は、変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローを予想し、それを割り引いて現在価値を算定する方法で計算された価格に、コンベクシティ調整およびブラック・ショールズ型のオプション・モデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮し算定されております。国債の利回りおよびスワップションのボラティリティが主な価格決定変数であります。

また、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の～の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）

以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（スポットレート）で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（スポットレート）から割引計算した割引現在価値を用いています。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利（スポットレート）から割引計算した割引現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似し

ていることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

内容	貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	11

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種類		貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	396	415	18
	地方債	99	102	2
	社債	2,696	2,768	72
	その他	665	676	10
	小計	3,858	3,962	104
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	103	103	-
	社債	2,457	2,402	55
	その他	4,095	3,466	628
	小計	6,656	5,972	683
合計		10,515	9,935	579

(2) その他有価証券

(単位：百万円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40	40	0
	債券	27,817	27,000	817
	国債	4,809	4,699	110
	地方債	2,681	2,619	61
	社債	20,326	19,681	645
	その他	2,137	2,102	34
	小計	29,995	29,143	852
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	472	598	126
	債券	1,152	1,185	32
	国債	292	296	3
	地方債	197	199	2
	社債	662	688	26
	その他	3,262	3,699	437
	小計	4,886	5,483	596
合計		34,882	34,626	255

なお、上記の評価差額255百万円に繰延税金負債77百万円を差し引いた額177百万円および買入金銭債権の評価差額金4百万円を加算した金額が「その他有価証券評価差額金」として計上しております。

また、当期においてその他有価証券で時価のあるものについて減損処理を行ったものはありません。

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	407	15	40
債券	2,588	74	-
国債	1,108	10	-
地方債	202	2	-
社債	1,277	61	-
その他	554	9	-
合計	3,549	98	40

30. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	200	-	-	-	-

31. 運用有価証券信託契約により、受託者が貸付を行える有価証券が国債に2,044百万円含まれております。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、12,796百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,248百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	337	百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	141	百万円
役員退職慰労引当金繰入損金否認	43	百万円
減価償却の償却超過額	31	百万円
賞与引当金超過額	16	百万円
その他	28	百万円
繰延税金資産小計	599	百万円
評価性引当金	162	百万円
繰延税金資産合計	437	百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	80	百万円
繰延税金負債合計	80	百万円
繰延税金資産の純額	357	百万円

34. 当金庫は、一部の店舗等について不動産賃貸借契約に基づく原状回復に係る資産除去債務を有していますが、これらの契約のほとんどは定期的に更新継続しており、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

35. (会計方針の変更)

当事業年度から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。

なお、これによる財務諸表への影響はありません。

36. 東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所の原発事故の影響について、債務者の被害状況並びに担保物件・保証人の状況等の実態を、合理的に判断できる範囲内で可能な限り自己査定に反映させております。その上でもなお、災害の影響のため、債務者との連絡が一時的に取れないこと等により、一時的に当該債務者などの実態把握が困難であり、又は担保

物件の実査・再評価が困難であること等により、基準日（平成23年3月31日）における自己査定を行うことができない一部の資産については、それまでに把握している情報により査定しております。

第61期 (平成22年4月1日から
平成23年3月31日まで) 損益計算書

平成23年6月1日 作成

住 所 福島県南相馬市原町区栄町二丁目4番地

平成23年6月2日 備付

信用金庫名 あぶくま信用金庫

科 目	金	額
経常収益		2,886,452 千円
資金運用収益	2,568,504	
貸出金利息	1,680,101	
預け金利息	204,552	
有価証券利息配当金	662,991	
その他の受入利息	20,860	
役務取引等収益	193,312	
受入為替手数料	88,973	
その他の役務収益	104,338	
その他業務収益	83,598	
国債等債券売却益	75,852	
その他の業務収益	7,745	
その他経常収益	41,036	
株式等売却益	23,096	
金銭の信託運用益	933	
その他の経常収益	17,006	
経常費用		2,564,680
資金調達費用	320,009	
預金利息	269,152	
給付補てん備金繰入額	29,925	
借入金利息	20,931	
役務取引等費用	198,736	
支払為替手数料	27,534	
その他の役務費用	171,202	
その他業務費用	562	
国債等債券償還損	356	
その他の業務費用	205	
経費	1,778,132	
人件費	1,094,800	
物件費	653,280	
税	30,051	
その他経常費用	267,238	
貸倒引当金繰入額	191,485	
貸出金償却	8,085	
株式等売却損	40,411	
その他の経常費用	27,255	
経常利益		321,771
特別利益		3,903
固定資産処分益	3,803	
償却債権取立益	100	
特別損失		883
固定資産処分損失	715	
その他の特別損失	168	
税引前当期純利益		324,791
法人税、住民税及び事業税	158,927	
法人税等調整額	8,288	
法人税等合計		167,215
当期純利益		157,575
前期繰越金		217,114
当期末処分剰余金		374,689

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり当期純利益金額 20円51銭

3. その他の経常収益には、睡眠預金利益金9,618千円を含んでおります。

4. その他の経常費用には、債権売却損13,999千円を含んでおります。

剰余金処分計算書

第 61 期 (平成 22 年 4 月 1 日から
平成 23 年 3 月 31 日まで)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	374,689,940 ^円
合 計	374,689,940
剰 余 金 処 分 額	23,026,964
利 益 準 備 金	15,377,000
普通出資に対する配当金	(年 1 %) 7,649,964
次 期 繰 越 金	351,662,976

第7表 単体自己資本比率

(単位:千円)

項目	当期末	項目	当期末
(自 己 資 本)		他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	1,384,100
出 資 金	771,515	告示第14条第1項第3号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	-
非累積的永久優先出資	-	告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの及びこれらに準ずるもの	977,000
優先出資申込証拠金	-	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	-
資本準備金	-	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	-
その他資本剰余金	-	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	-
利益準備金	771,515	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補充機能を持つ1/0ストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	-
特別積立金	6,660,000	控除項目不算入額()	1,337,100
次期繰越金	351,662	(控 除 項 目) 計 (D)	47,000
その他	-	自己資本額(C)-(D) (E)	8,694,188
処分未済持分()	95		
自己優先出資()	-	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
自己優先出資申込証拠金	-	資産(オン・バランス)項目	51,474,078
その他有価証券の評価差損()	-	オフ・バランス取引等項目	394,149
営業権相当額()	-	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,128,257
のれん相当額()	-	信用リスク・アセット調整額	-
企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	オペレーショナル・リスク相当額調整額	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額()	-	リスク・アセット等計 (F)	55,996,485
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()	-		
[基本的項目] 計 (A)	8,554,597		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-		
一般貸倒引当金	186,590		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額	-		
負債性資本調達手段等	-		
告示第14条第1項第3号に掲げるもの	-		
告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの	-		
補完的項目不算入額()	-		
[補完的項目] 計 (B)	186,590	T i e r 1 比 率 (A / F)	15.27 %
自己資本総額(A)+(B) (C)	8,741,188	自 己 資 本 比 率 (E / F)	15.52 %

- (注) 1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号。本表において「告示」という。)に基づき算出した数値を記載すること。
2. 「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。
3. 「その他有価証券の評価差損()」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。ただし、平成24年3月31日までの間は、平成20年金融庁告示第79号に基づく特例に従い、当該金額の記載を要しない。なお、特例を考慮しない場合の金額は次のとおり。
 千円
4. 本表において各種「不算入額()」を含む項目については、当該項目の構成項目は算入制限・除外規定等適用前の金額(グロス)を記載すること。
5. 「企業結合により計上される無形固定資産相当額()」欄は、企業結合に伴う再評価により生じた評価差額が正の値である場合の当該評価差額に限り記載すること。
6. 「内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額()」欄については、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額が正の値である場合に限り記載すること。
7. 「内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額」欄は、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該上回る額を記載すること。但し、告示第150条第1号に定める額の0.3%を限度とする。
8. 「[補完的項目]計(B)」欄には、「自己資本総額(A)+(B)(C)」欄に算入した金額を記載すること。「(控除項目)計(D)」欄には、「控除項目不算入額()」欄を除いた金額を記載すること。
9. 補完的項目に算入できない一般貸倒引当金の額は、自己資本比率の算式の分母(内部格付手法採用金庫にあっては、当該分母のうち「信用リスク・アセットの額の合計額」については、標準的手法を適用する部分につき当該手法により算出した額の合計額とする。)の0.625%を限度とする。
10. 「告示第14条第1項第4号及び第5号に掲げるもの」欄については、累積的な減価後の計数であり、基本的項目の50%を超過している分を含む金額を記載すること。
11. 土地の再評価に関する法律の規定に基づき再評価した対象資産の時価が再評価後の帳簿価額を下回っている場合、その額は、次のとおり。
 千円
12. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用金庫 = 1、基礎的内部格付手法採用金庫 = 2、先進的内部格付手法採用金庫 = 3)
 1
13. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用 = 1、粗利益配分手法を使用 = 2、先進的計測手法を使用 = 3)
 1

日計表
(平成23年12月末現在)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	2,628,103,024	預 金	138,528,292,019
(うち小切手・手形)	2,626,936,946	当 座 預 金	463,274,414
外 国 通 貨	1,166,078	普 通 預 金	55,477,030,210
金	0	貯 蓄 預 金	113,945,421
預 け 金	45,538,805,347	通 知 預 金	0
(うち信金中預け金)	45,538,805,347	別 段 預 金	248,340,476
譲 渡 性 預 け 金	36,723,350,709	納 税 準 備 預 金	0
買 入 手 形	0	[小 計]	56,302,590,521
コ ー ル 口	0	定 期 預 金	78,949,855,498
買 入 現 先 勘 定	0	定 期 積 立 金	3,275,846,000
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証	0	[小 計]	82,225,701,498
買 入 金 銭 債 権	538,986,920	非 居 住 者 円 預 金	0
金 銭 の 信 託	200,000,000	外 貨 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	[小 計]	0
商 品 債 権	0	譲 渡 性 預 金	0
商 品 地 方 債 権	0	借 用 金	8,360,039,000
商 品 政 府 保 証 債 権	0	借 入 金	8,360,039,000
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	当 座 借 越 金	0
有 価 証 券	49,730,194,848	再 割 引 手 形	0
地 方 債 権	5,304,432,667	売 渡 手 形	0
短 期 社 債	5,935,630,764	コ ー ル マ ネ ー	0
(公 社 公 団 債)	6,473,102,179	売 入 現 先 勘 定	0
(金 融 債)	7,101,914,482	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
(そ の 他 社 債)	12,940,892,612	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー ー	0
株 式	694,424,953	外 国 為 替	0
貸 付 信 託	0	外 国 他 店 預 り	0
投 資 信 託	2,631,450,757	外 国 他 店 借 入	0
外 国 証 券	8,648,346,434	売 渡 外 国 為 替	0
そ の 他 の 証 券	0	未 払 外 国 為 替	0
貸 出 金	57,045,359,970	そ の 他 の 負 債	526,905,037
(うち金融機関貸付金)	4,977,000,000	未 決 済 為 替 借 入	89,656,245
割 引 手 形 付 付	76,965,472	未 払 補 て ん 備 用 金	343,638,895
手 形 貸 付 付	2,188,947,007	給 付 未 払 人 税	29,974,591
証 書 貸 付 越 越	52,515,986,769	前 未 払 受 入 収 益	0
当 国 為 替 替	2,263,460,722	未 払 諸 税	8,431,061
外 国 他 店 預 け	0	未 払 配 当 金	5,450,076
外 国 他 店 借 入	0	払 戻 未 済 金	1,845,000
買 入 外 国 為 替	0	全 信 不 動 産 未 払 割 賦 金	0
取 立 外 国 為 替	0	職 員 預 り 金	0
そ の 他 の 資 産	872,805,469	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
未 決 済 為 替 貸 付	24,803,630	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
信 金 中 金 出 資 金	407,100,000	借 入 商 品 債 券	0
そ の 他 の 出 資 金	3,389,740	借 入 有 価 証 券	0
前 未 払 費 用	0	売 付 商 品 債 券	0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	399,668,918	売 付 債 券	0
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	金 融 派 生 商 品	0
保 管 有 価 証 券	0	リ ー 入 債 務	8,542,014
金 融 派 生 商 品	0	資 産 除 去 債 務	0
仮 払 金 産 産	7,814,332	仮 受 金	39,087,155
そ の 他 の 資 産	30,028,849	そ の 他 の 負 債	0
本 支 店 勘 定 資 産	0	本 支 店 勘 定 金	0
有 形 固 定 資 産	1,536,879,984	代 理 業 務 勘 定 金	48,258,992
建 物	549,211,594	賞 与 引 当 金	0
土 地	716,983,285	役 員 賞 与 引 当 金	380,809,454
建 設 仮 勘 定	10,986,159	退 職 給 付 引 当 金	70,200,000
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	70,116,222	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	17,727,419
無 形 固 定 資 産	189,582,724	そ の 他 の 引 当 金	0
ソ フ ト ウ ェ ア	12,996,499	特 別 法 上 の 引 当 金	0
の れ 入 ん	4,034,468	繰 上 引 当 金	0
リ ー 資 産	0	繰 上 引 当 金 負 債	0
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8,962,031	再 評 価 に 係 る 繰 上 引 当 金 負 債	0
繰 上 引 当 金	437,478,928	債 務 保 証 計	155,622,878
繰 上 引 当 金 負 債	0	債 務 保 証 計 産	148,087,854,799
繰 上 引 当 金 負 債	155,622,878	純 資 産	8,553,362,976
債 務 倒 引 当 金	1,295,624,663	出 資 金	770,185,000
(うち個別貸倒引当金)	1,111,000,441	普 通 出 資 金	770,185,000
そ の 他 の 引 当 金	0	優 先 出 資 金	0
		優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		資 本 剰 余 金	0
		資 本 準 備 金	0
		そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	7,783,177,976
		利 益 準 備 金	771,515,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,011,662,976
		特 別 積 立 金	6,660,000,000
		前 期 繰 越 金	351,662,976
		未 処 分 剰 余 金	0
		処 分 未 済 持 分	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 上 引 当 金 損 益	0
		繰 上 引 当 金 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産 計	156,641,217,775
		期 中 損 益	760,391,429
合 計	157,401,609,204	合 計	157,401,609,204

日計表
(平成23年12月中平残)

(単位:円)

資 産		負 債 及 び 純 資 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	2,445,450,432	預 金	137,610,972,778
現 金	2,444,277,314	当 座 預 金	497,097,767
(うち小切手・手形)	(618,003)	普 通 預 金	54,746,768,693
外 国 通 貨	1,173,118	貯 蓄 預 金	114,038,918
金	0	通 知 預 金	0
預 け 金	44,734,054,207	別 段 預 金	241,242,176
預 け 金	44,734,054,207	納 税 準 備 預 金	0
(うち信金中預け金)	(35,885,388,782)	[小 計]	55,599,147,554
譲 渡 性 預 け 金	0	定 期 預 金	78,705,392,902
買 入 手 形	0	定 期 積 立 金	3,306,432,322
コ ー ル マ ネ	0	[小 計]	82,011,825,224
買 入 現 先 勘 定	0	非 居 住 者 円 預 金	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証	0	外 貨 預 金	0
買 入 金 銭 債 権	555,502,159	[小 計]	0
金 銭 の 信 託	200,000,000	譲 渡 性 預 金	0
商 品 有 価 証 券	0	借 用 金	8,363,716,419
商 品 有 価 証 券	0	借 入 金	8,363,716,419
商 品 地 方 債 権	0	当 座 借 越	0
商 品 政 府 保 証 債 権	0	再 割 引 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 証 券	0	売 渡 手 形	0
有 価 証 券	49,480,757,804	コ ー ル マ ネ	0
国 債 債 権	5,304,432,667	売 入 現 先 勘 定	0
地 方 債 権	5,735,722,699	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	0
短 期 社 債	0	コ マ ー シ ャ ル ・ ベ ー バ	0
(公 社 公 団 債)	(6,485,510,377)	外 国 為 替	0
(金 融 債)	(7,101,914,482)	外 国 他 店 預 り	0
(そ の 他 社 債)	(12,892,517,773)	外 国 他 店 借 越	0
株 式	687,230,309	売 渡 外 国 為 替 替	0
貸 付 信 託	0	未 払 外 国 為 替 替	0
投 資 信 託	2,625,083,063	そ の 他 の 負 債	503,568,770
外 国 証 券	8,648,346,434	未 決 済 為 替 借	70,354,150
そ の 他 の 証 券	0	未 払 補 て ん 備 用 金	343,638,895
貸 出 金	57,307,660,591	未 給 付 補 法 人 税	29,530,467
(うち金融機関貸付金)	(4,977,000,000)	前 未 受 収 益	0
割 引 手 形 付 付	77,036,955	未 払 諸 税	5,865,253
手 形 付 付	2,206,105,071	未 払 配 当 金	5,450,096
証 書 貸 付 越 越	52,703,000,260	払 戻 未 済 金	1,782,258
当 国 為 替	2,321,518,305	払 戻 未 済 持 分	280,000
外 国 他 店 預 け	0	全 信 不 動 産 未 払 割 賦 金	0
外 国 他 店 借 越	0	職 員 預 り 金	0
買 入 外 国 為 替 替	0	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
取 立 外 国 為 替 替	0	先 物 取 引 差 金 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	870,230,804	借 入 商 品 債 券	0
未 決 済 為 替 貸 金	21,525,977	借 入 有 価 証 券	0
信 金 中 出 資 金	407,100,000	売 付 商 品 債 券	0
そ の 他 の 出 資 金	3,389,740	売 付 債 券	0
前 未 収 入 益	399,668,918	金 融 派 生 商 品	0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	リ ー ス 債 務	8,512,017
先 物 取 引 差 金 勘 定	0	資 産 除 去 債 務	0
保 管 有 価 証 券	0	仮 受 金	38,155,634
金 融 派 生 商 品	0	そ の 他 の 負 債	0
仮 払 金	8,324,344	本 支 店 勘 定	0
そ の 他 の 資 産	30,221,825	代 理 業 務 勘 定	855,732
本 支 店 勘 定	0	賞 与 引 当 金	48,258,992
有 形 固 定 資 産	1,524,701,968	役 員 賞 与 引 当 金	0
建 物	548,157,521	退 職 給 付 引 当 金	381,130,718
土 地	716,983,285	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	70,200,000
リ ー ス 資 産	10,986,159	そ の 他 の 引 当 金	17,727,419
建 設 仮 勘 定	70,116,222	特 別 法 上 の 引 当 金	0
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	178,458,781	繰 上 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	12,996,499	繰 上 引 当 金 負 債	0
ソ フ ト ウ ェ ア	4,034,468	再 評 価 に 係 る 繰 上 引 当 金 負 債	0
の れ 入 り	0	債 務 保 証 計	137,831,038
リ ー ス 資 産	0	負 債	147,134,261,866
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	8,962,031	純 資 産	8,553,367,976
繰 上 引 当 金	437,478,928	出 資 金	770,190,000
繰 上 引 当 金	0	普 通 出 資 金	770,190,000
債 務 保 証 計	137,831,038	優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
貸 倒 引 当 金	1,295,624,663	優 先 出 資 本 剰 余 金	0
(うち個別貸倒引当金)	(1,111,000,441)	資 本 準 備 金	0
そ の 他 の 引 当 金	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	7,783,177,976
		利 益 準 備 金	771,515,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	7,011,662,976
		特 別 積 立 金	6,680,000,000
		前 期 繰 越 金	351,662,976
		未 処 分 剰 余 金	0
		処 分 未 済 持 分	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		自 己 優 先 出 資 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
		繰 上 引 当 金 損 益	0
		繰 上 引 当 金 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	0
		負 債 及 び 純 資 産 計	155,687,629,842
		期 中 損 益	723,409,925
合 計	156,411,039,767	合 計	156,411,039,767

日計表（損益勘定）

（平成23年12月末現在）

（単位：円）

損 失	金 額	利 益	金 額
預 金 積 金 利 息	260,223,567	貸 出 金 利 息	1,028,365,437
預 金 利 息	249,743,568	(うち金融機関貸付金利息)	53,299,793
給付補てん備金繰入	10,479,999	貸 付 金 利 息	1,026,279,533
譲 渡 性 預 金 利 息	0	手 形 割 引 料	2,085,904
借 用 金 利 息	12,073,909	預 け 金 利 息	199,977,424
借 入 金 利 息	11,806,951	預 け 金 利 息	199,977,424
当 座 借 越 利 息	266,958	譲 渡 性 預 け 金 利 息	0
再 割 引 料	0	買 入 手 形 利 息	0
売 渡 手 形 利 息	0	コ ー ル ロ ー ン 利 息	0
コ ー ル マ ネ ー 利 息	0	買 現 先 利 息	0
売 現 先 利 息	0	債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	0
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	有 価 証 券 利 息 配 当 金	501,616,893
コマーシャル・ペーパー利息	0	金 利 ス ヴ ッ プ 受 入 利 息	0
金利スワップ支払利息	0	そ の 他 の 受 入 利 息	18,203,140
そ の 他 の 支 払 利 息	0	(うち買入金銭債権利息)	7,674,417
人 件 費	580,198,765	役 務 取 引 等 収 益	109,871,461
報 酬 給 料 手 当	478,729,225	受 入 為 替 手 数 料	50,770,647
退 職 給 付 費 用	38,917,621	そ の 他 の 受 入 手 数 料	59,100,814
社 会 保 険 料 等	62,551,919	そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	0
物 件 費	330,338,709	そ の 他 業 務 収 益	9,698,369
事 務 費	153,781,232	外 国 為 替 売 買 益	0
固 定 資 産 費	68,095,982	外 国 通 貨 売 買 益	0
事 業 費	47,672,151	金 売 買 益	0
人 事 厚 生 費	9,026,344	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0
預 金 保 険 料	51,763,000	国 債 等 債 券 売 却 益	7,922,617
有 形 固 定 資 産 償 却	0	国 債 等 債 券 償 還 益	0
無 形 固 定 資 産 償 却	0	有 価 証 券 貸 付 料	0
税 金	10,136,151	金 融 派 生 商 品 収 益	0
役 務 取 引 等 費 用	123,316,631	雑 益	1,775,752
支 払 為 替 手 数 料	27,686,357	臨 時 収 益	3,723,605
そ の 他 の 支 払 手 数 料	228,584	株 式 等 売 却 益	2,764,115
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	95,401,690	金 銭 の 信 託 運 用 益	933,435
そ の 他 業 務 費 用	13,173,769	そ の 他 の 臨 時 収 益	26,055
外 国 為 替 売 買 損	0	特 別 利 益	212,068,937
外 国 通 貨 売 買 損	0	固 定 資 産 処 分 益	179,743
金 売 買 損	0	負 の の れ ん 発 生 益	0
商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	償 却 債 権 取 立 益	0
国 債 等 債 券 売 却 損	13,078,728	そ の 他 の 特 別 利 益	211,889,194
国 債 等 債 券 償 還 損	0	引 当 金 戻 入 等	23,300,000
国 債 等 債 券 償 却	0	一 般 貸 倒 引 当 金 戻 入	0
有 価 証 券 借 入 料	0	個 別 貸 倒 引 当 金 戻 入	0
金 融 派 生 商 品 費 用	0	賞 与 引 当 金 戻 入	0
雑 損	95,041	役 員 賞 与 引 当 金 戻 入	0
臨 時 費 用	13,913,441	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入	23,300,000
貸 出 金 償 却	0	金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 戻 入	0
株 式 等 売 却 損	0	そ の 他 の 引 当 金 戻 入	0
株 式 等 償 却	0	目 的 積 立 金 目 的 取 崩 額	0
金 銭 の 信 託 運 用 損	0	そ の 他	0
そ の 他 資 産 償 却	0	法 人 税 等 調 整 額	0
退 職 給 付 費 用	0	利 益 計	2,106,825,266
そ の 他 の 臨 時 費 用	13,913,441		
特 別 損 失	3,058,895		
固 定 資 産 処 分 損	3,058,895		
減 損 損 失	0		
そ の 他 の 特 別 損 失	0		
引 当 金 繰 入 等	0		
一 般 貸 倒 引 当 金 繰 入	0		
個 別 貸 倒 引 当 金 繰 入	0		
賞 与 引 当 金 繰 入	0		
役 員 賞 与 引 当 金 繰 入	0		
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入	0		
金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	0		
そ の 他 の 引 当 金 繰 入	0		
そ の 他	0		
法 人 税 等 調 整 額	0		
損 失 計	1,346,433,837		
期 中 損 益	760,391,429		
合 計	2,106,825,266		